

スマート農業技術活用促進法に基づく 生産方式革新実施計画作成の手引き

令和 7 年 4 月
農林水産省

制度の概要

生産方式革新事業活動とは

スマート農業技術の活用と農産物（※）の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動
（※）農産物には畜産物も含む。以下、同じ。

①スマート農業技術の活用



②農産物の新たな生産の方式の導入

<申請者> 農業者又はその組織する団体

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含めることも可能

<取組イメージ>

①直播ドローンの活用



②苗立ちが良いなど、直播適性の高い品種の導入



認定のメリット

●金融上の特例措置

スマート農業技術活用促進資金	日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けます。
----------------	-------------------------

●税制上の特例措置

スマート農業活用促進税制（投資促進税制）	生産方式革新事業活動に必要な機械等の取得等をした場合に 特別償却（機械等32%、建物等16%）を適用 を受けることができます（令和9年3月末まで）。
----------------------	---

●その他特例措置

野菜法の特例	認定計画に従い、産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合、 指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能 となります。
航空法の特例	ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の 航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化 されます。
農地法の特例	農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合の 農地法に基づく届出がワンストップ化 されます。

新たな生産の方式の導入の取組について

① スマート農業技術を活用して農産物の生産又は農業経営の管理に取り組むこと（法第2条第3項第1号）



② ①の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う**農産物の新たな生産の方式の導入**に取り組むこと（法第2条第3項第2号）

農産物の新たな生産の方式の導入とは

スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて、次のイからハまでのいずれかに該当する生産の方式の導入に取り組むものと規定。

イ スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資する**ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入**

ロ スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した**農産物の出荷方法の導入**

ハ スマート農業技術で得られる**データの共有等を通じた有効な活用方法の導入**

※ただし、イからハまでのいずれかに該当する生産の方式以外に、①の事業活動に係るスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式がある場合には、当該生産の方式の導入に取り組むことも可能

<新たな生産の方式の例>

イ スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資する**ほ場の形状等の導入**



ロボットトラクターの導入

ターン農道を整備し、機械が旋回しやすい環境を実現

ロ スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した**農産物の出荷方法の導入**



自動収穫機の導入

鉄コンテナを搭載した自動収穫機で一斉収穫し、鉄コンテナで貯蔵・出荷

ハ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入



スマート選果システムの導入

得られたデータを産地で共有し、栽培方法の比較・分析等を通じて、次期の栽培方法を変更

生産方式革新事業活動のイメージ

①スマート農業技術の活用



②農産物の新たな生産の
方式の導入

スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産方式の導入に取り組むことで、生産性の向上を図る取組が対象です。

①農業用ドローン



②直播栽培体系への転換

①農業用ドローン



②一斉収穫を可能にする栽培体系の統一

①可変施肥田植機



②作期の異なる品種の導入

①食味計付収量コンバイン



②データを活用した可変施肥

①ロボットトラクタ



②ターン農道の整備

①営農管理システム



②システム連携農機の導入

①環境制御システム



②高軒高ハウスの導入

①環境モニタリングシステム



②データを地域・産地で共有・分析

①無人運搬ロボット



②省力樹形の導入

①スマート選果システム



②栽培にデータを活用

①搾乳ロボット



②フリーストール式畜舎の導入

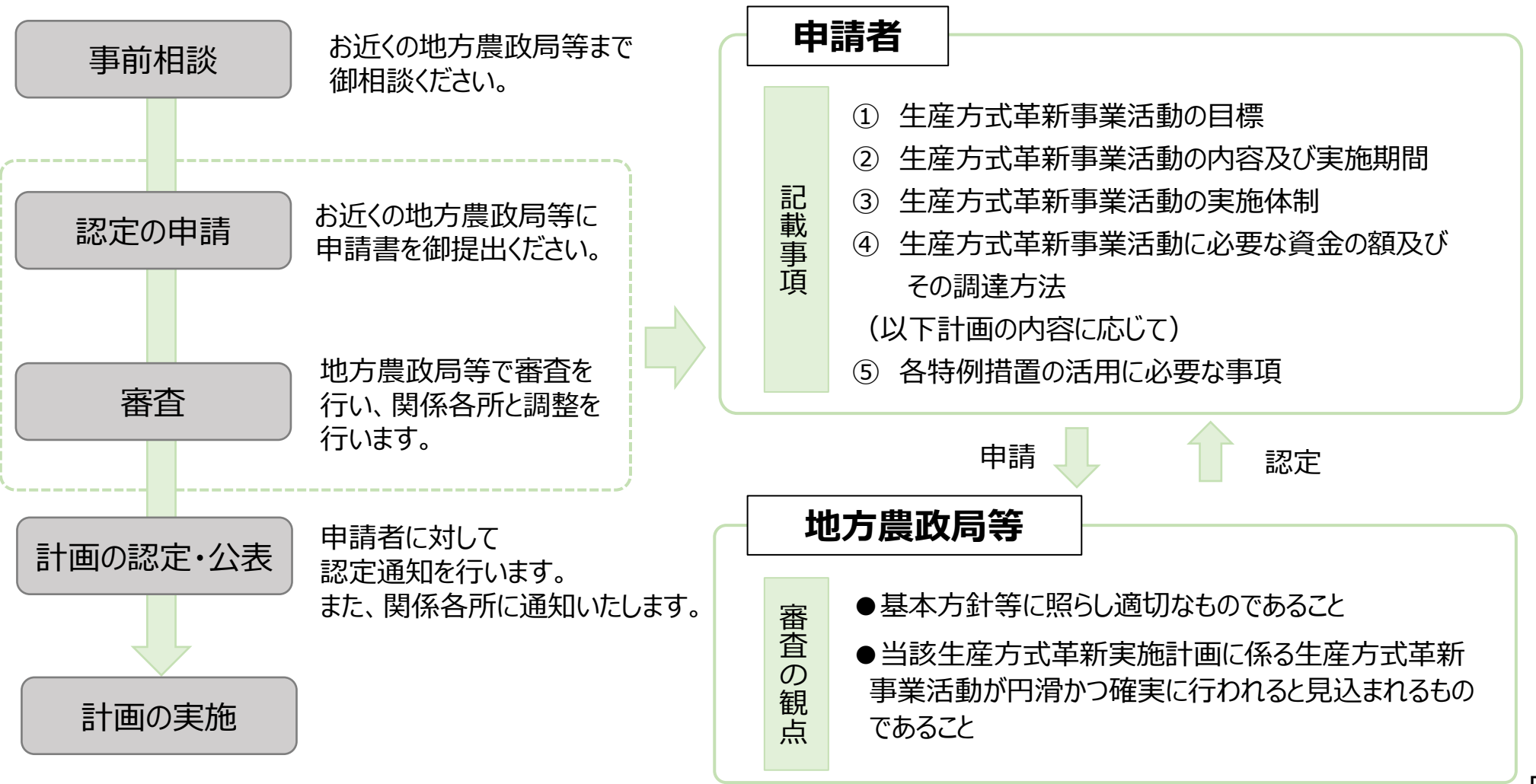
①エサ寄せロボット



②走行通路の整備

生産方式革新実施計画の申請手続のフロー

- 計画の認定を希望する際は、時間的余裕をもって、申請窓口となる**地方農政局等へ事前相談**を行ってください。
- 地方農政局等は、国が定める基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。



(参考) 計画の相談先・申請先

所管地方農政局	部署名	電話番号	都道府県
北海道農政事務所	生産支援課	011-330-8807	北海道
東北農政局	環境・技術課	022-221-6193	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	環境・技術課	048-740-0458	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	環境・技術課	076-232-4893	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	環境・技術課	052-746-1313	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	環境・技術課	075-414-9722	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	環境・技術課	086-224-4511	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	環境・技術課	096-300-6266	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	生産振興課	098-866-1653	沖縄県

申請の手続きフローの種類（事前相談）

- 事前相談の段階で、どの特例を活用するか（どのフローが活用されるか）御確認ください。
（複数チェックが入る場合があります。）

申請の手続きフローの種類

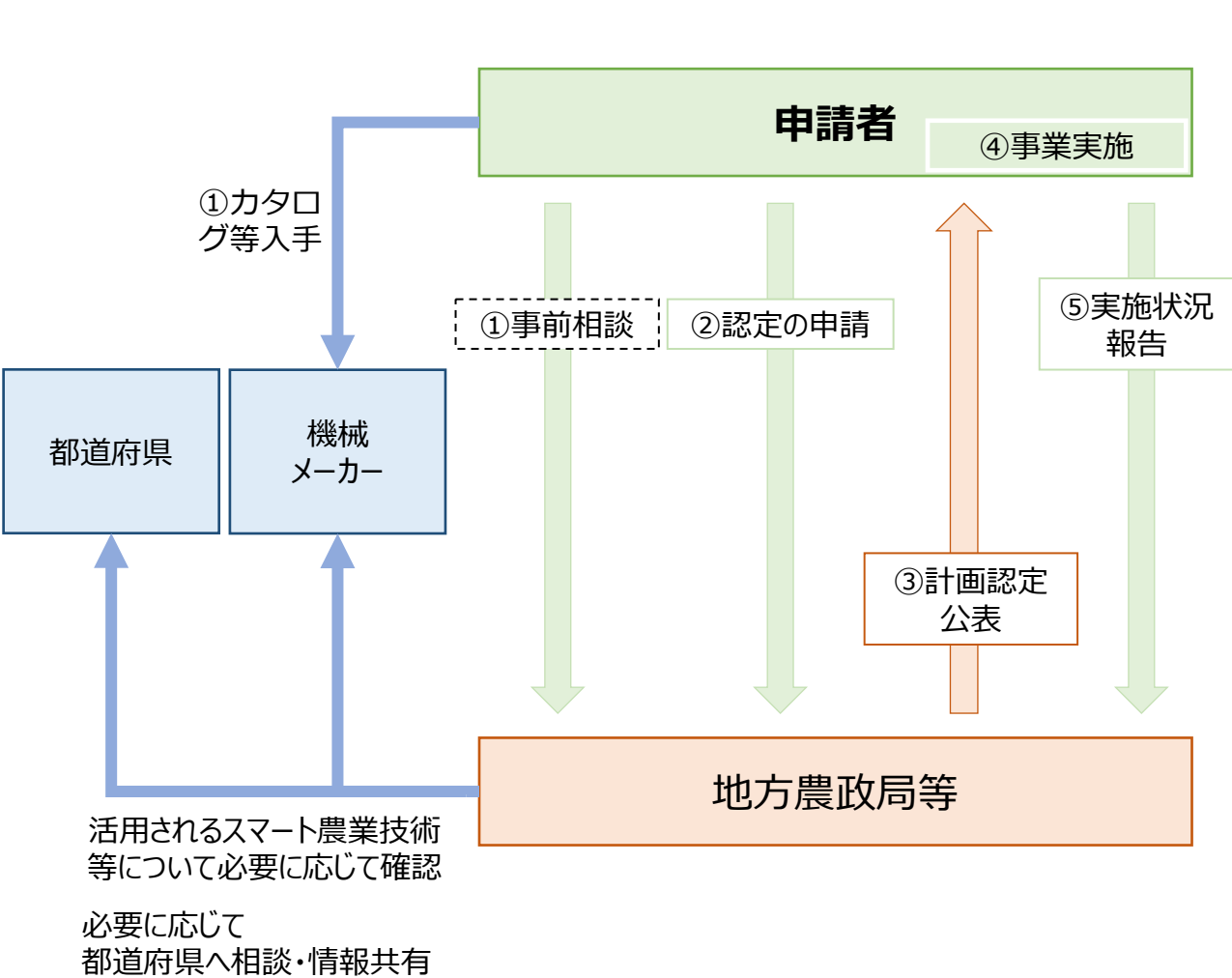
- ☐ ① 農業者等のみ（特例を活用しない、促進事業者と連携しない）の場合
- ☐ ② 促進事業者と連携する場合
- ☐ ③ スマート農業技術活用促進資金を希望する場合
- ☐ ④ 農地法の特例を希望する場合
- ☐ ⑤ 航空法の特例を希望する場合
- ☐ ⑥ 野菜法の特例を希望する場合
- ☐ ⑦ 農業者等がスマート農業活用促進税制を希望する場合（投資促進税制の特例）
- ☐ ⑧ 促進事業者がスマート農業技術活用促進資金を希望する場合
- ☐ ⑨ 促進事業者がスマート農業活用促進税制を希望する場合（投資促進税制の特例）
- ☐ ⑩ 食料システム構築計画の見なし措置を希望する場合

促進事業者とは

農業者等と連携し、一体的に取り組む
スマート農業技術活用サービス事業者
や食品等事業者

申請の手続きフロー（農業者等のみ（特例を活用しない、促進事業者と連携しない）の場合）

①農業者等のみ（特例を活用しない、促進事業者と連携しない）の場合



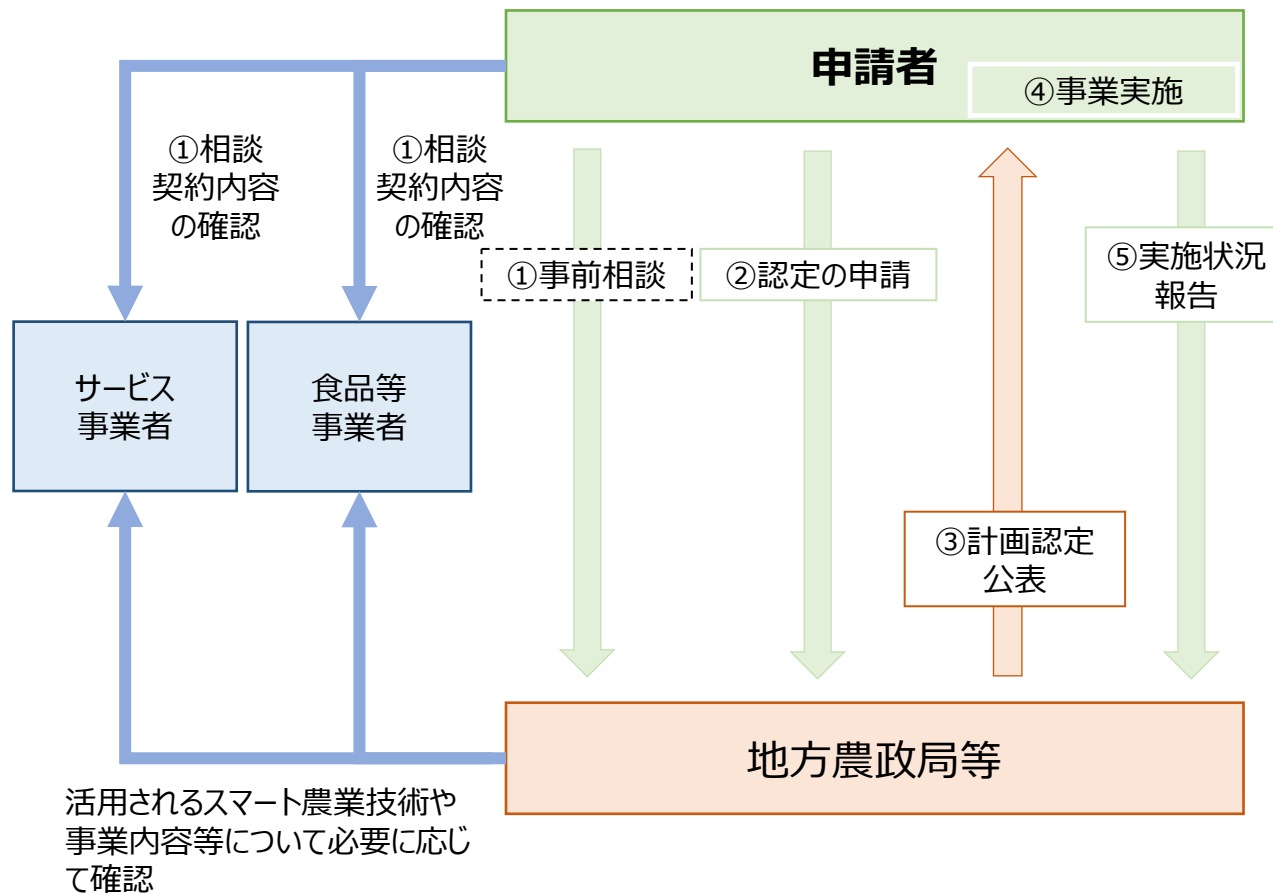
必要な書類（農業者等）：

- ☐別記様式第 1 号
- ☐別記様式第 2 号
- ☐別表 1

①事前相談	生産方式革新実施計画の申請を希望する場合は、事前にお近くの地方農政局等まで御相談ください。
②認定の申請	上記の必要な書類を提出してください。
③計画認定公表	法及び基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。 また、概要を公表します。
④事業実施	認定後、事業を実施してください。
⑤実施状況報告	実施期間の間、毎年度実施状況を報告していただきます。

申請の手続きフロー（促進事業者と連携する場合）

② 促進事業者と連携する場合



必要な書類（農業者等）：

- ☐ 別記様式第1号
- ☐ 別記様式第2号
- ☐ 別表1

スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は、以下の書類を提出してください。

スマート農業技術活用サービス事業者：

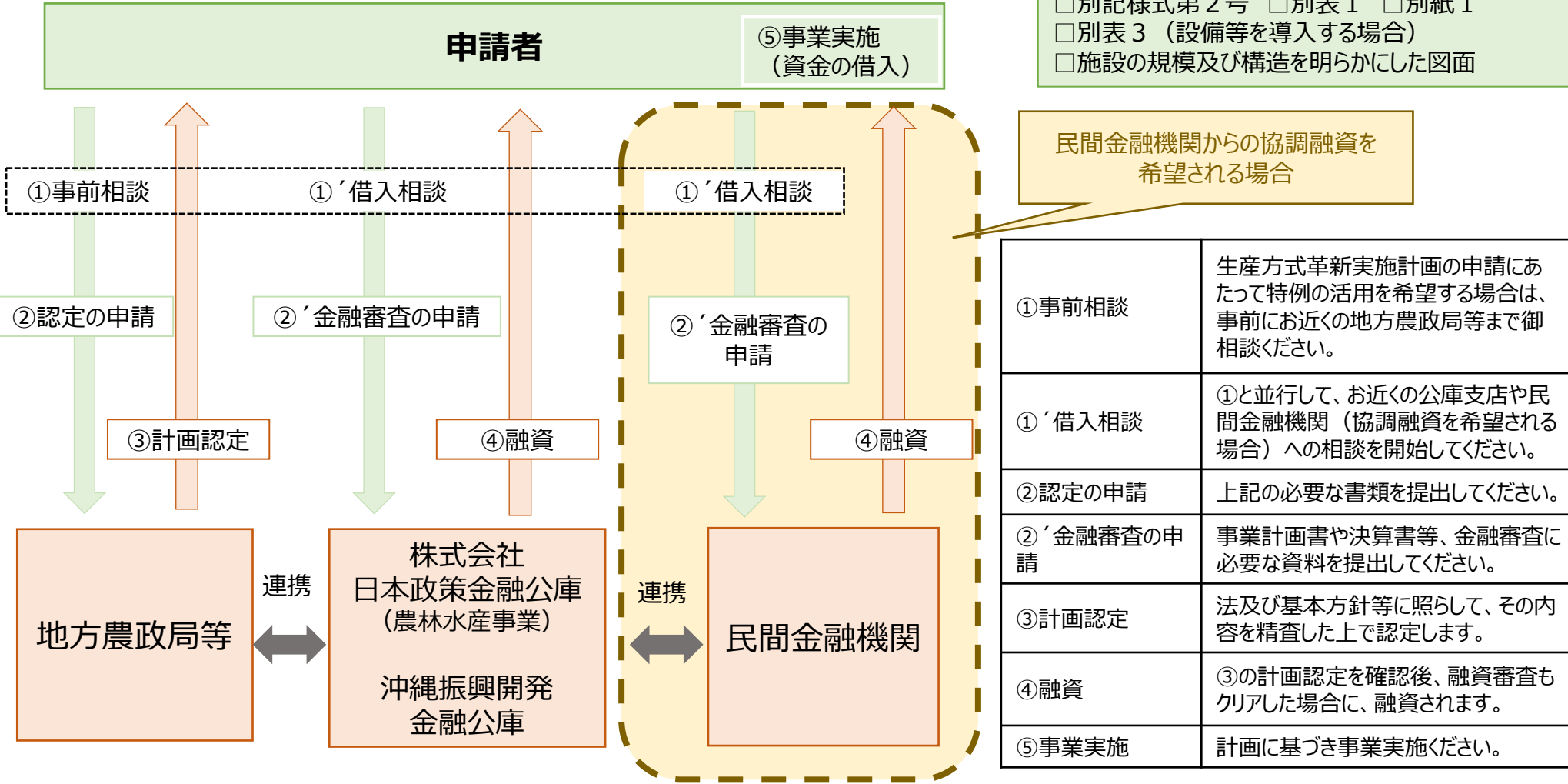
- ☐ 別紙2
- ☐ 定款（法人の場合）
- ☐ 規約等（法人でない団体の場合）
- ☐ 事業報告書
- ☐ 貸借対照表
- ☐ 損益計算書
- ☐ 農業者との継続的な取引を行うことが確認できる資料
- ☐ 許認可等を必要とする事業を行う場合は、許認可等の申請の状況を明らかにした書類

食品等事業者：

- ☐ 別紙3
- ☐ 定款（法人の場合）
- ☐ 規約等（法人でない団体の場合）
- ☐ 事業報告書
- ☐ 貸借対照表
- ☐ 損益計算書
- ☐ 農業者との継続的な取引を行うことが確認できる資料
- ☐ 許認可等を必要とする事業を行う場合は、許認可等の申請の状況を明らかにした書類

申請の手続きフロー（公庫による資金の貸付けを希望する場合）

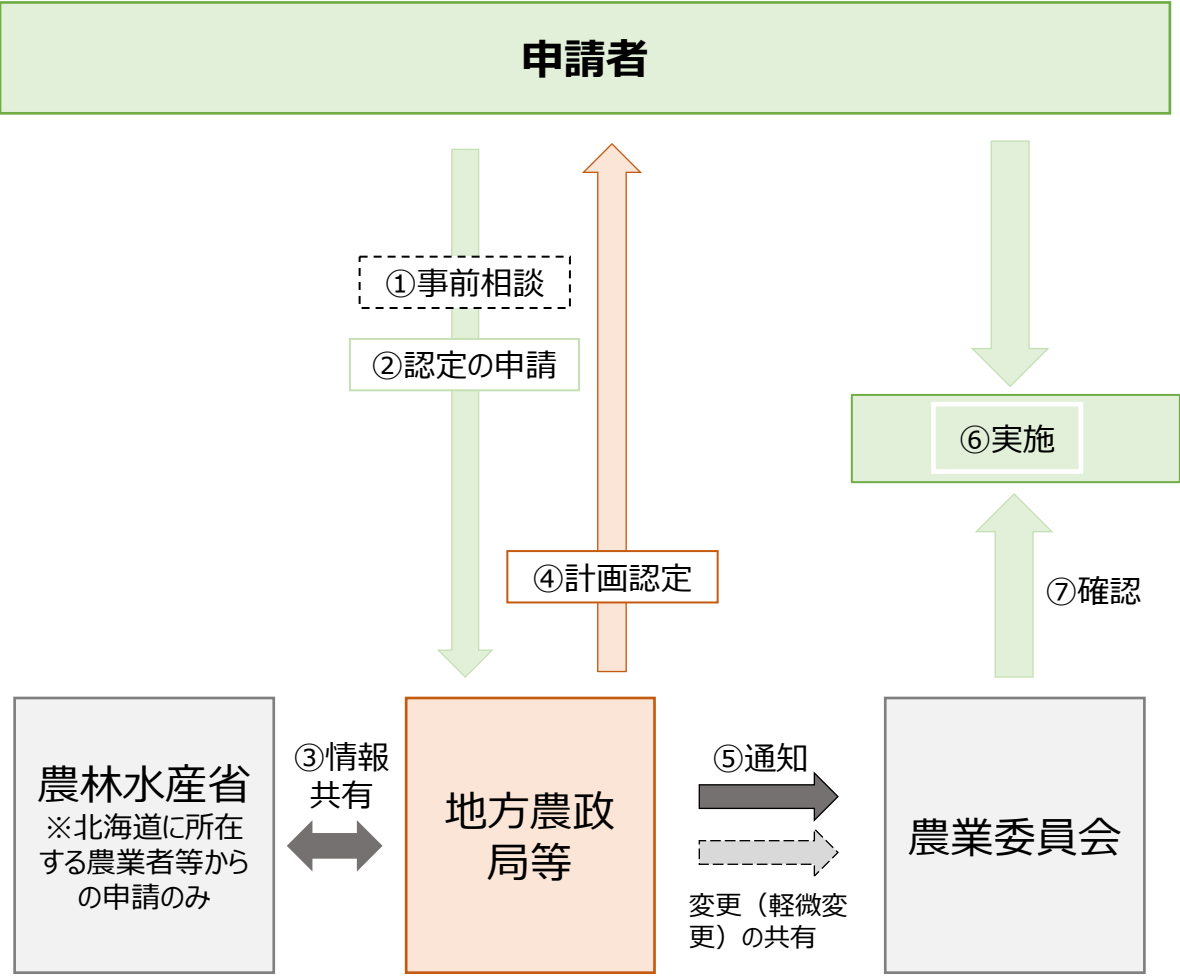
③スマート農業技術活用促進資金を希望する場合



- 生産方式革新実施計画の申請に向けた相談と並行して、公庫・民間金融機関への**借入れの相談を実施**してください。
- 国による計画認定のほか、資金の借入れに当たっては、**公庫への融資の申請及び審査が必要**です。

申請の手続きフロー（農地法の特例）

④ 農地法の特例を希望する場合



主な必要な書類（農業者等）：
□別記様式第1号 □別記様式第2号 □別表1
□別表4 □別表5 □別表6

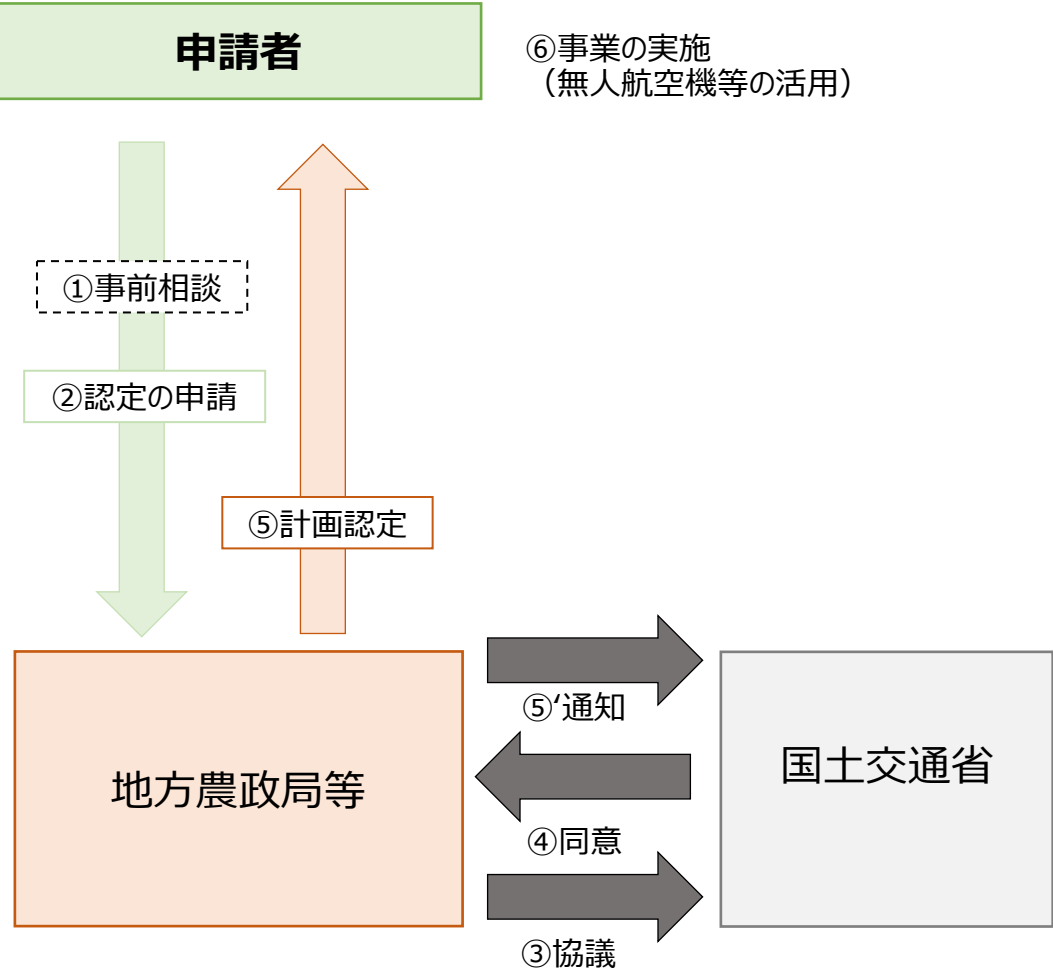
①事前相談	生産方式革新実施計画の申請にあたって特例の活用を希望する場合は、事前にお近くの地方農政局等まで御相談ください。
②認定の申請	上記の必要な書類を提出してください。
③情報共有	北海道にあっては、農林水産本省において農地法の特例の確認を行うため、農政事務所から本省へ情報共有されます。
④計画認定	農地法における運用通知に照らして、その内容が適合するか、確認を行ったうえで、法及び基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。
⑥実施	計画認定を受けた農地について、コンクリート等で覆う措置を行ってください。
⑦確認	・高度化施設用地が適正に利用されていることの確認が行われます。（農地法30条1項） ・当該用地で農作物の栽培が行われていない場合、農作物の栽培を行うことを勧告されます。（農地法44条）

④農地法の特例を希望する場合（必要書類）

☐	別記様式第 1 号
☐	別記様式第 2 号
☐	別表 1 生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
☐	別表 4 農地法の特例措置（法第9条関係）
☐	法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し（当該特例措置の適用を受けようとする農業者等が法人である場合）
☐	土地の登記事項証明書
☐	当該措置に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第88条の 3 第 4 号において掲げる標識の位置を示す図面
☐	当該措置に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農地法施行規則第88条の 2 第 2 項第 4 号の規定に基づき農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面（農作物栽培高度化施設の底面とするために既存の施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆う場合は不要）
☐	別表 5 規則第 3 条第 2 項第 4 号ホに規定する営農に関する計画
☐	別表 6 所有者からの同意書（当該措置に係る土地について、所有権を有する場合は不要）
☐	当該河川又は用排水路の管理者の同意があったことを証する書類（当該措置に係る施設から生ずる排水を河川又は用排水路に放流する場合）
☐	当該措置に係る施設の設置に当たって、行政庁の許認可等を必要とする場合、当該行政庁の許認可等を受けていること又は受ける見込みがあることを証する書面
☐	当該措置に係る施設が農地法施行規則第88条の 3 第 2 号ロに掲げるその他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生ずるおそれがある場合、当該支障が生じないことを証する書類

申請の手続きフロー（航空法の特例）

⑤ 航空法の特例を希望する場合



- 主な必要な書類（農業者等）：
- ☐ 別記様式第 1 号
 - ☐ 別記様式第 2 号
 - ☐ 別表 1
 - ☐ 別表 7

①事前相談	生産方式革新実施計画の申請にあたって特例の活用を希望する場合は、事前にお近くの地方農政局等まで御相談ください。
②認定の申請	上記の必要な書類を提出してください。
⑤計画認定	計画の内容が法及び基本方針等への適合していることに加え、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年11月17日国空航第684号、国空機第923号航空局長通知）に即して、計画の審査を行います。

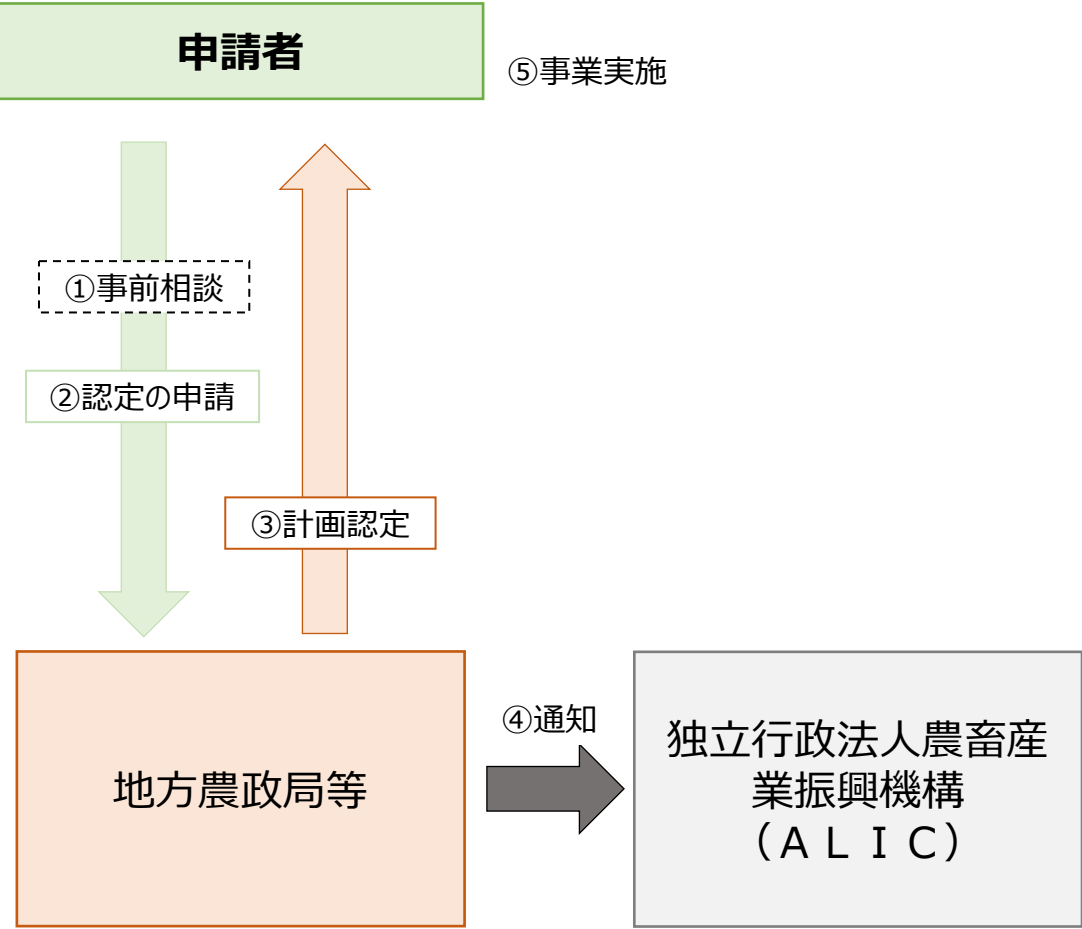
■ 当該特例は、農業用ドローンに関する航空法の飛行許可・承認についてに係る行政手続のワンストップ化を図るものであり、**飛行計画の通報、飛行日誌の備え、事故等の場合の措置その他必要な措置については、航空法に基づき適切に実施**する必要があります。ドローンの機体登録は、認定の申請前に完了し、機体登録番号の取得が必要となります。

⑤航空法の特例を希望する場合（必要書類）

☐	別記様式第1号	
☐	別記様式第2号	
☐	別表1 生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法	
☐	別表7 航空法の特例（法第10条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項	
☐	（無人航空機を飛行させる者が複数名の場合） 別添3 無人航空機を飛行させる者一覧	
☐	別添1 無人航空機の機能・性能に関する適合確認書	←別表7に機体認証書番号、 型式認証書番号の項目を記載 した場合は不要
☐	別添4 総重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書 （総重量25kg以上の無人航空機の場合）	
☐	別添5 無人航空機の追加基準への適合性（航空法の特例を利用する事項に応じて添付）	
☐	改造記録を証明する参考資料（飛行日誌（点検・整備記録）の写し等） （無人航空機の改造を行っている場合）	
☐	別添2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書	←別表7又は別添3の無人航 空機技能証明の項目を記載して いる場合は不要
☐	別添6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性	
☐	飛行経歴を証明する参考資料（飛行日誌（飛行記録）の写し等）	

申請の手続きフロー（野菜法の特例）

⑥野菜法の特例を希望する場合



- 主な必要な書類（農業者等）：
- ☐別記様式第1号
 - ☐別記様式第2号
 - ☐別表1
 - ☐別表8

①事前相談	生産方式革新実施計画の申請にあたって特例の活用を希望する場合は、事前にお近くの地方農政局等まで御相談ください。
②認定の申請	上記の必要な書類を提出してください。
③計画認定	法及び基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。

⑥野菜法の特例を希望する場合（必要書類）

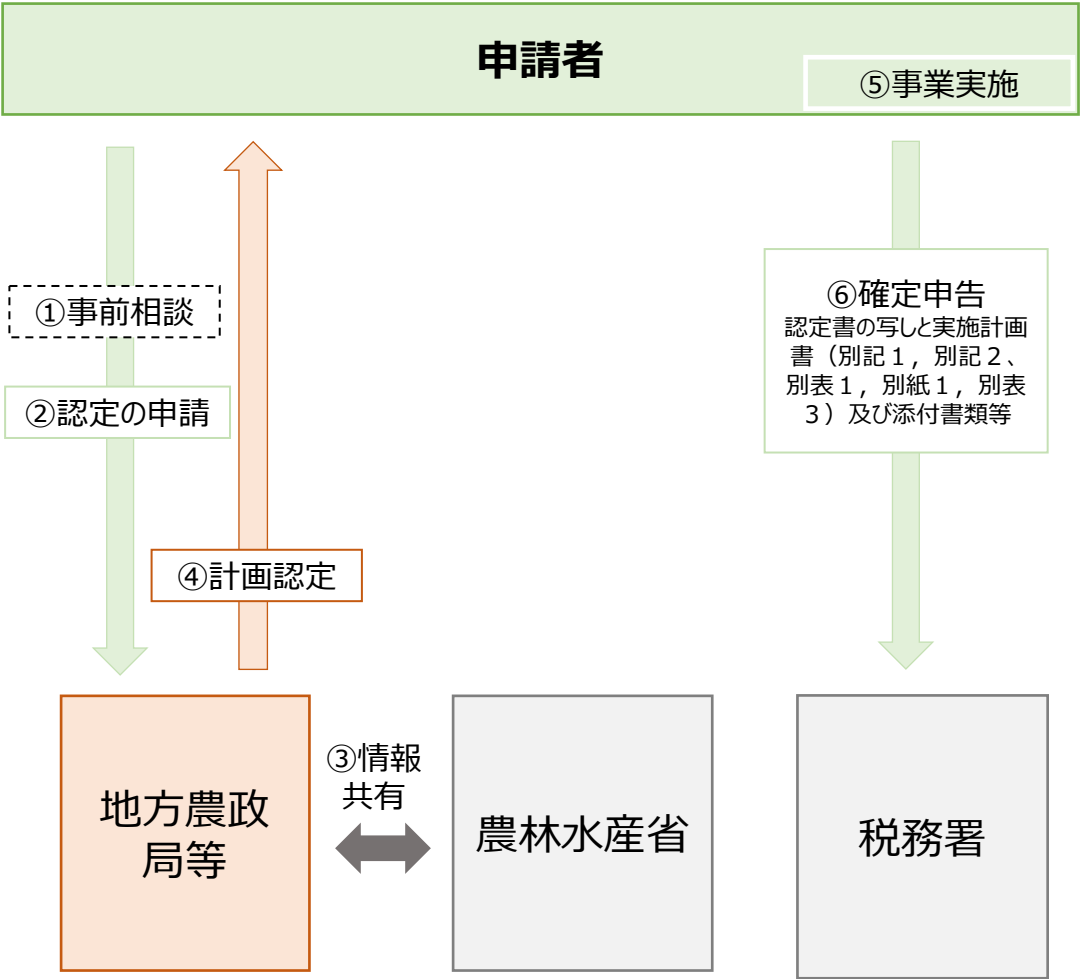
☐	別記様式第 1 号
☐	別記様式第 2 号
☐	別表 1 生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法
☐	別表 8 野菜生産出荷安定法の特例措置
☐	（１）産地連携野菜供給契約の契約書の写し なお、契約書には、以下の全ての事項が定められていること。 ① 契約の対象となる指定野菜の種別 ② 農業者又は農業者の組織する団体ごとの①の指定野菜の供給の期間 ③ 実需者に供給しようとする指定野菜の数量及び価格に関する事項 ④ ③の指定野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項
☐	産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する作付面積の合計が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律施行規則第 7 条に定める面積に達していることを証する書面

指定野菜（14品目）：

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、
 ばれいしょ、ほうれんそう（ブロッコリーを令和8年度事業から追加）

申請の手続きフロー（農業者等による投資促進税制の特例）

⑦農業者等がスマート農業活用促進税制を希望する場合 （投資促進税制の特例）

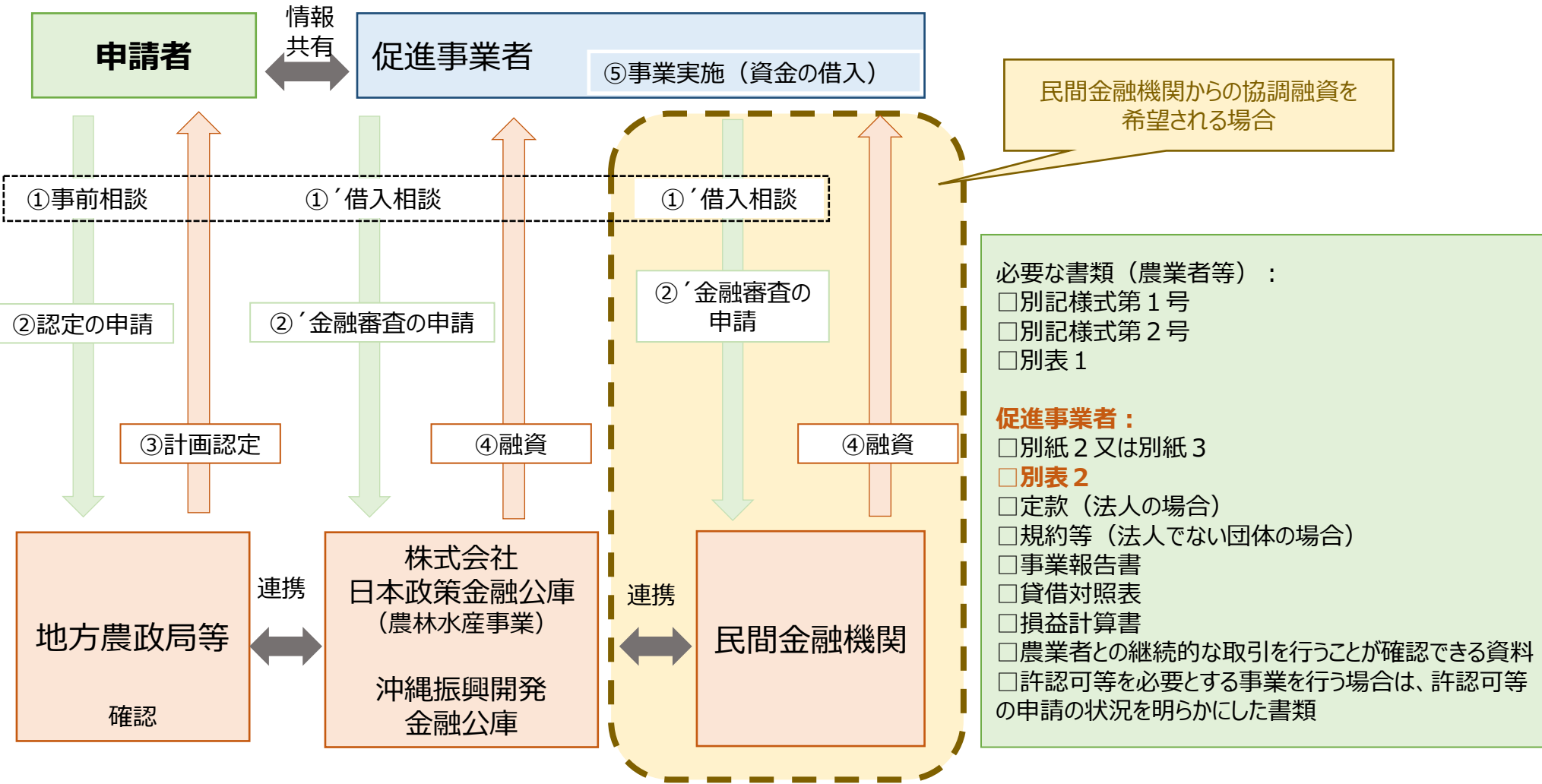


- 必要な書類（農業者等）：
- ☐別記様式第1号
 - ☐別記様式第2号
 - ☐別表1
 - ☐別紙1
 - ☐別表3
 - ☐施設の規模及び構造を明らかにした図面

①事前相談	生産方式革新実施計画の申請にあたって特例の活用を希望する場合は、事前にお近くの地方農政局等まで御相談ください。
②認定の申請	上記の必要な書類を提出してください。
③情報共有	法及び基本方針、税制告示等に照らして、その内容を精査した上で、農林水産省へ情報共有されます。
④計画認定	法及び基本方針、税制告示等に照らして、その内容を精査した上で認定します。
⑤事業実施	認定後、事業を実施してください。
⑥確定申告	確定申告書等に、この制度により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、生産方式革新事業活動用資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付してください。 (措法11の5③、11③)

申請の手続きフロー（促進事業者による長期低利融資の特例）

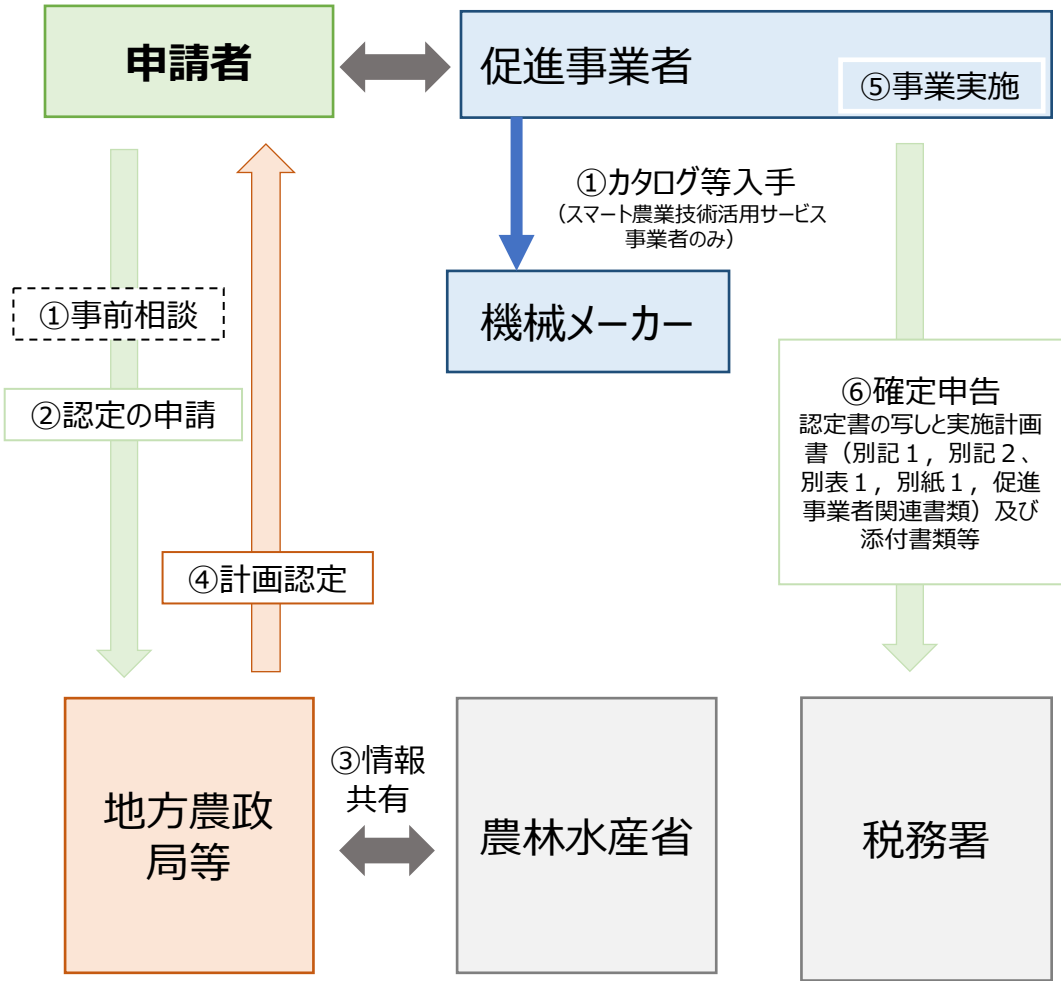
⑧ 促進事業者がスマート農業技術活用促進資金を希望する場合



- 生産方式革新実施計画の申請に向けた相談と並行して、公庫・民間金融機関への**借入れの相談を実施**してください。
- 国による計画認定のほか、資金の借入れに当たっては、**公庫への融資の申請及び審査が必要**です。

申請の手続きフロー（促進事業者による税制の特例）

⑨ 促進事業者がスマート農業活用促進税制を希望する場合を希望する場合（投資促進税制の特例）



必要な書類（農業者等）：

- ☐ 別記様式第 1 号
- ☐ 別記様式第 2 号
- ☐ 別表 1

促進事業者：

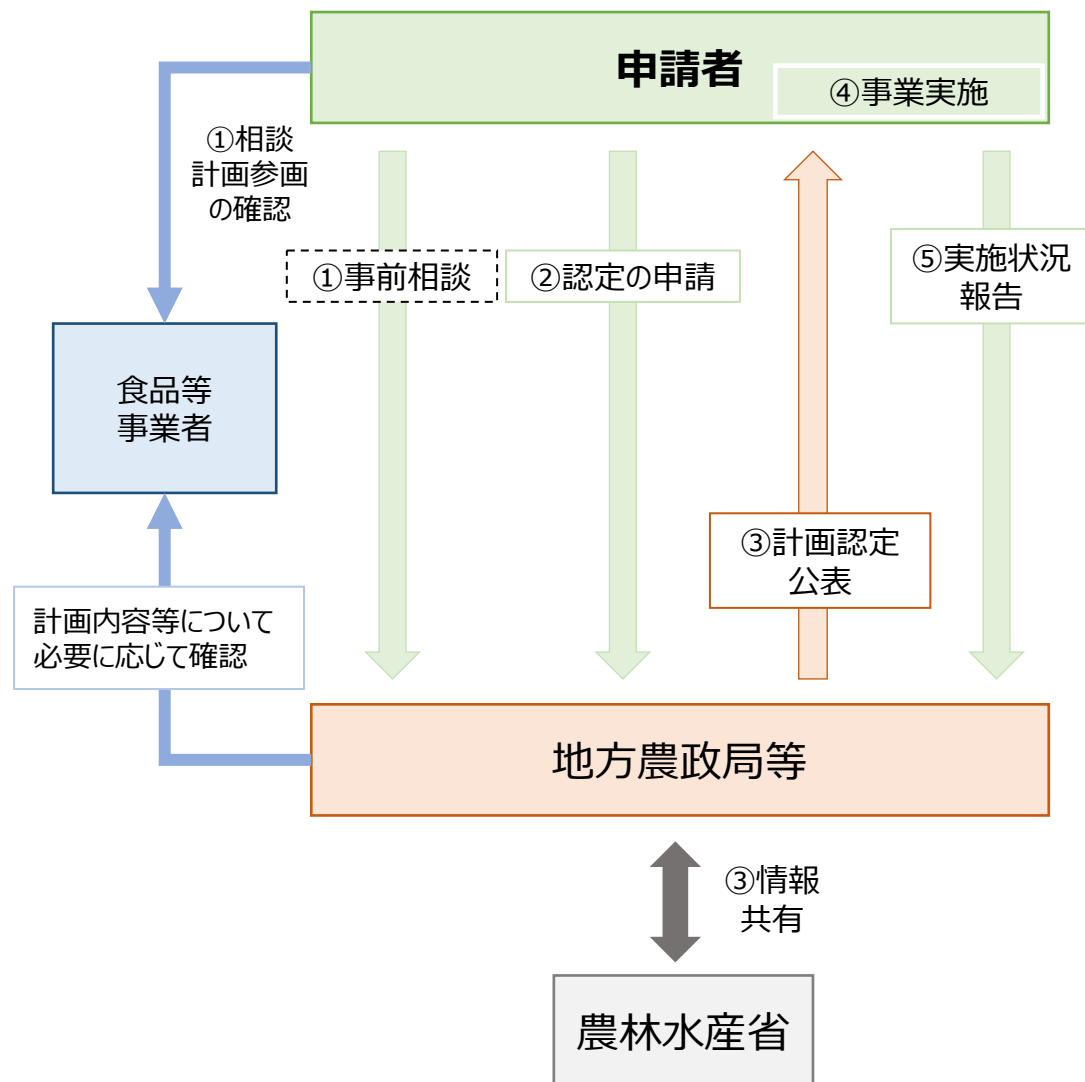
- ☐ 別紙 2 又は別紙 3
- ☐ 促進措置で活用するスマート農業技術が組み込まれた農業機械等の性能等が確認可能な書類（スマート農業技術活用サービス事業者のみ）
- ☐ 定款（法人の場合）
- ☐ 規約等（法人でない団体の場合）
- ☐ 事業報告書
- ☐ 貸借対照表
- ☐ 損益計算書
- ☐ 農業者との継続的な取引を行うことが確認できる資料
- ☐ 許認可等を必要とする事業を行う場合は、許認可等の申請の状況を明らかにした書類
- ☐ 本計画に含まれる農業者等に提供する生産方式革新事業活動に係るサービスが、農業者等の収益に応じた料金体系となっていることが確認可能な書類（スマート農業技術活用サービス事業者のみ）
- ☐ 前事業年度における減価償却費の額がわかる資料（上記損益計算書等の書類に記載されていれば可）

⑦ 確定申告
（法人税関係）

確定申告書等に生産方式革新事業活動用資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付してください。

申請の手続きフロー（食料システム構築計画の見なし措置を希望する場合）

⑩食料システム構築計画の見なし措置を希望する場合



必要な書類（農業者等）：

- ☐別記様式第1号
- ☐別記様式第2号
- ☐別表1
- ☐別表9（食料システム構築計画のみなし措置に関する事項）
- ☐食料システム構築計画に係る承認規程別紙様式第2号-1
- ☐参画の同意が確認できる資料

※本計画に係る根拠資料を求めることになります。

強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプにおいて、食料システム構築計画の見なし措置を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

食品等事業者：

- ☐別紙3
- ☐定款（法人の場合）
- ☐規約等（法人でない団体の場合）
- ☐事業報告書
- ☐貸借対照表
- ☐損益計算書
- ☐農業者との継続的な取引を行うことが確認できる資料
- ☐許認可等を必要とする事業を行う場合は、許認可等の申請の状況を明らかにした書類

生産方式革新事業活動の認定要件

- 農林水産大臣は、国が定める基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。

基本方針の内容（第一の２（１））

＜生産方式革新事業活動の主な要件＞

次の①から③までを満たす事業活動であること

① **スマート農業技術を活用**して農産物の生産又は農業経営の管理に取り組むこと（第１号）



② ①の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の**新たな生産の方式の導入**に取り組むこと（第２号）

③ ①及び②の事業活動の全てに**相当規模**で取り組むこと（柱書）

相当規模とは

（※）畜産の場合、作付面積に代えて、飼養頭羽数にできる。

- ・①及び②に係る事業活動により生産する農産物の**作付面積**（※）又は**売上高**が当該農業者等の行う農業に係る作付面積（※）又は売上高の**おおむね過半**とすること等を通じて、
①に係るスマート農業技術の活用に必要な費用に比して、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模となります。

- ・なお、事業活動の継続性や波及性を勘案し、**２以上の農業者等が有機的に連携して取り組むことが望ましい**。

（農業者が単独で生産方式革新実施計画を作成することは可能ですが、スマート農業技術の活用に必要な費用に比べ、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模で生産方式革新事業活動に取り組むことに留意ください。）

＜生産方式革新事業活動の目標＞

- ・計画全体で**農業の労働生産性**（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。）の**５％以上向上させる目標を設定**すること

＜生産方式革新事業活動の実施期間：＜基本方針第１の２（３）＞＞

- ・**原則５年以内**。（果樹等の植栽又は育成を伴う場合その他特段の事情を有する場合には１０年以内でも可）

＜その他の事項：基本方針第１の２（６）＞

- ・実施期間終了後、**計画全体で農業に係る所得が実施前と比較して維持され、かつ正**となるよう取り組むこと

生産方式革新実施計画の認定審査の主なポイント

(※) 畜産の場合、作付面積に代えて、飼養頭羽数にできる。

■ 農林水産大臣は、国が定める基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定します。計画の策定に当たっては、以下の主なポイントに御留意ください。

①経営上の課題	労働力の確保など、スマート農業技術の活用が、 必要な背景が記載されている か否か。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（1）＞ 基本方針第一2（1）
②実施期間	実施期間が 5年以内 となっているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（2）＞ 基本方針第一2（4）
③目標	労働生産性が 5%以上向上 する計画となっているか否か。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（3）＞ 基本方針第一2（3）
④スマート農業技術	スマート農業技術であるか否か。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（4）A及びB＞ 基本方針第一2（1）
⑤新たな生産の方式の導入	スマート農業技術の実施による 農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるため に併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に取り組む内容となっているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（4）C＞ 基本方針第一2（1）
⑥ ④と⑤の関係性について	スマート農業技術の実施による 農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるため に併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に取り組む内容となっており、かつ、経営上の課題を解決する内容となっているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（4）D＞ 基本方針第一2（1）
⑦相当規模について	④と⑤に係る 事業活動により生産する農産物の作付面積（※）又は売上高 が当該農業者等の行う農業に係る作付面積（※）又は売上高の おおむね過半 となっているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（5）①＞ 基本方針第一2（1）
⑧費用対効果について	スマート農業技術の活用に必要な費用に比して、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模の内容となっているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（5）②＞ 基本方針第一2（1）
⑨所得について	実施期間終了後、 計画全体で農業に係る所得が実施前と比較して維持され、かつ正 となる計画となっているか否か。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（6）＞ 基本方針第一2（6）
⑩実施体制について	生産方式革新事業活動の実施主体である農業者等について、基本方針第一2（1）及び（3）の内容に照らして、各々の者が取り組む内容や果たす役割が明確かつ合理的であり、かつ、複数の農業者等が共同で実施する場合は、当該農業者等が有機的に連携し、それらの取組が生産方式革新事業活動として一体性を有するものとなっているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画4（4）E、生産方式革新実施計画5＞ 基本方針第一2（5）
⑪その他の事項について	農作業の安全性の確保（安全性検査の対象となっている農機のうち令和7年4月以降に新発売される型式を導入する場合、合格機から選定しているか）、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意しているか。 ＜別記様式第2号：生産方式革新実施計画7＞ 基本方針第一2（6）

生産方式革新実施計画の作成

計画書の記載例（緑字）とポイント

※記載例はあくまでイメージやポイントを解説したものです。
事業内容に応じて自社の取組を記載してください。

別記様式第2号（法第7条関係）
生産方式革新実施計画

1 申請者の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称： 株式会社〇〇 （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： 代表取締役 〇〇〇〇 ）
②住所又は主たる事務所の所在地： 〇〇県〇〇市
③連絡先 ・電話番号： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇 ・E-mailアドレス： ・担当者名： 〇〇部 〇〇〇〇
申請者
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）
②住所又は主たる事務所の所在地：
③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名：

記載のポイント・留意点

- 生産方式革新実施計画の申請者は、法第7条第1項の規定により農業者等である必要があります。
- 申請者（代表者）欄には、代表者を記載してください。なお、個人や法人で申請される場合は、当欄に記載してください。
- 複数の農業者で申請される場合は、農業者のうち、代表者を選出いただき、申請者（代表者）欄に記載してください。その他の申請者は、申請者欄に記載してください。
- 計画内容の確認などを迅速に行うため、メールアドレスの記載をお願いいたします。

記載のポイント・留意点

- 記入欄が足りない場合は、欄を繰り返し設けて記載してください。
- スマート農業技術活用促進資金、スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する農業者等ごとに別紙1で整理願います。

- 法第2条第2項に規定する「農業者」とは、農業経営を実質的に主宰する者をいい、同項に規定する「農業者又はその組織する団体」には、個人の農業経営体のほか、農地所有適格法人、農事組合法人、農地を借り受けて農業経営を行う法人、農業協同組合等農業者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人、農業協同組合内の農業者で構成される生産部会や集落営農組織等、農業者を構成員等とする任意の組織等が該当します。

生産方式革新実施計画の作成（つづき1）

2 生産方式革新事業活動の促進に資する措置の有無

計画に以下の者（促進事業者）が行う促進措置に関する事項が含まれる場合はチェックすること

☒	スマート農業技術活用サービス事業者
☒	食品等事業者

注 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は、それぞれ別紙2、別紙3を提出すること。

記載のポイント・留意点

- ・ 該当するものにチェック（レ）をつけてください。
- ・ スマート農業技術活用サービス事業者が含まれる場合は、別紙2を記入願います。
- ・ 食品等事業者が含まれる場合は、別紙3を記入願います。

3 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること

☒	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
☐	税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
☐	農地法の特例
☐	航空法の特例
☐	野菜生産出荷安定法の特例

記載のポイント・留意点

- ・ 特例を活用する場合は、該当する特例にチェックを入れてください。
- ・ 計画に参加する全ての者が活用する特例措置を網羅的にチェックしてください。

※計画に参加する者が活用する全ての特例措置にチェックすること

生産方式革新実施計画の作成（つづき2）

4 生産方式革新事業活動に関する事項

（1）農業経営の概況

経営の状況	営農類型	キャベツ
	経営規模	キャベツ 40ha
	農業機械等の所有・活用状況	ロボトラ 2台、移植機 1台、ドローン 1台 キャベツ収穫機 3台
	労働力 等	法人経営（役員 8名、常時雇用8名、臨時雇用者 26名）
	その他特記事項	〇〇…
経営上の課題	出荷規格に合わせて収穫するには、人手が必要だが、 人員を確保することも難しく、営農を続けることが困難。 自動収穫機を活用することで、人手不足を解消としたい。	

注 本計画に基づき生産方式革新事業活動を行う農業者等全体に係る現状の営農類型（**主な品目**、畜種等）、経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量）、農業機械等の所有・活用状況、労働力等の概況について**簡潔に記載**すること。

記載のポイント・留意点

- ・ **対象品目における経営上の課題**を記載してください。
- ・ 労働力の確保など、スマート農業技術の導入が必要な背景を記載してください。

記載のポイント・留意点

- ・原則として、取組を開始する前年度の値を現状値としてください。
- ・営農類型
…**経営全体における主な品目、畜種等**を記載してください。
複数の農業者で申請する場合は、主な品目を記載してください。**種類が多い場合は、大きくても結構**です。
(野菜類など)
- ・経営規模
…経営面積など、**経営全体における面積**（※）を記載してください。
複数の農業者で申請する場合は、合算した面積を記載してください。
(水稻30ha、野菜類8ha など)
※ 畜産の場合、経営面積に代えて、経営全体における総飼養頭羽数にできる。
- ・農業機械等の所有・活用状況
…機械の種類や活用状況について、農業者等のとりまとめた状況が記載してください。
- ・労働力
…現在の労働状況について記載してください。
常時使用する従業員の数に代表者、役員、**臨時雇用者（1年換算した人数）**を記載してください。
ただし、相当数の農業者等が共同して計画を作成するなどの事情でこれらの算出が困難な場合には、これらによらない簡易かつ合理的に記載してください。
- ・その他特記事項
…特記事項があれば、記載してください。

生産方式革新実施計画の作成（つづき3）

（2）生産方式革新事業活動の実施期間

実施期間： 令和〇 年 〇月 ～ 令和〇 年 〇 月 （目標年度）

- 注1 5年以内で定めること。
- 2 果樹等永年性作物の植栽その他特段の事情を有する場合は10年以内とすること。
- 3 計画に参加するスマート農業技術活用サービス事業者・食品等事業者がスマート農業技術活用投資促進税制を活用する場合は、7年以上、かつ、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間とすること。

記載のポイント・留意点

- 実施期間は、原則5年以内としてください。
- 果樹等永年性作物の植栽、その他特段の事情を有する場合は、10年以内としてください。
- なお、投資促進税制を活用する場合であってスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が税制特例を措置する場合は、**7年以上**、かつ特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間としてください。（基本方針第四の3（1）⑧、又は（2）⑩）

（3）生産方式革新事業活動の目標

	A 現状	B 計画終了時の目標	変化率（％） （（B－A）／A）
a 付加価値額	●●●	○○○	○○○
b 労働投入量	●◎◎	○○○	○○○
労働生産性 （a／b）	◎●○	○○○	○○○

- 注1 計画に係る品目の農業者全員の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した額を記載すること。以下同じ。
- 2 「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」を記載すること。以下同じ。

記載のポイント・留意点

- 原則として、取組を開始する前年度の値を現状値としてください。
- a 付加価値額
計画に係る品目の農業者全員の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した額を記載してください。
- b 労働投入量
「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」を記載してください。

労働生産性の根拠を確認させていただくことがありますので、根拠となる資料を保管していただきますようお願いいたします。

生産方式革新実施計画の作成（つづき４）

労働生産性におけるポイント

- 計画全体（**対象品目**）における労働生産性が計画終了時に５％以上向上していることが必要となります。

生産方式革新事業活動の目標

農業者等（計画終了時の目標）

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」）}}$$

- 計画に係る品目の**農業者全員の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した金額（付加価値額）を、「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」で除したものになります。
- 「農業者全体の取組人数」は、**対象品目における**常時使用する従業員の数に、臨時雇用者（１年換算した人数）を足したものとなります。**3カ月の臨時雇用者の場合は、 $3 \div 12 = 0.25$ 人**として、換算してください。
- 複数の雇用形態がある場合は、対象品目における総労働時間で算出**することを御検討ください。
- ただし、取組人数が多数に上る場合や当該産地又は地域単位の統計データで代替可能な場合等は、取組農業者の中からの一定数以上のサンプル調査結果や統計データを用いることが可能です。

生産方式革新実施計画の作成（つづき5）

（4）生産方式革新事業活動の内容

A 対象品目	キャベツ			
B スマート農業技術を活用した農産物の生産又は農業経営管理の内容	キャベツの自動収穫機による、キャベツ収穫の自動化			
C スマート農業技術の効果を十分に発揮させるために導入する新たな生産の方式	分類	☒	イ	スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入
				農地の区画拡大や区画整理整備等の基盤整備を行う場合
		☐	ロ	スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
		☐	ハ	スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入
		☐	ニ	その他（スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式）
内容	ほ場の形状の変更（枕地の確保、畝間の拡大）			

記載のポイント・留意点

- 生産方式革新事業活動の対象となる品目を記載してください。
- 対象となる品目に対して活用するスマート農業技術を記載してください。
- スマート農業技術の効果を十分に発揮させるために導入する新たな生産の方式について、イ～ロのうち、該当する箇所にチェックをいれてください。
- 自動給水栓の導入や基盤整備を実施する場合（項目Cのイのうち、農地の区画拡大や区画整理整備等の基盤整備を行う場合にチェックした場合）、項目Cのうち、内容欄に【**活用する事業名、地区名、工事の実施時期、実施内容**】についても記載してください。
- なお、本計画は記載した事業の採択を担保するものではありません。

生産方式革新実施計画の作成（つづき6）

（4）生産方式革新事業活動の内容 のつづき

D BとCの関連性	(例) キャベツの自動収穫機に合わせた畝間に変更するとともに、ターン農道を整備することにより、自動収穫機の稼働率を向上させ、労働生産性を改善する。 (例) 自動収穫機により収穫したキャベツについて、従来の段ボール詰め出荷から、鉄コンテナ出荷に切り替えることにより、出荷に要する作業時間を短縮して、労働生産性を向上させる。		
E 計画参加者の内訳	農業者等	4	者
	スマート農業技術活用サービス事業者	0	者
	食品等事業者	0	者

注1 基盤整備を実施する場合（項目Cのイで、基盤整備にチェックした場合）は、活用する事業名、地区名、工事の実施時期、実施内容についても記載すること。

記載のポイント・留意点

- スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性について、記載してください。
- 必要に応じて、本計画で導入する新たな生産の方式が、活用するスマート農業技術の効果を十分に発揮するものであることを確認できる書類を添付してください。

記載のポイント・留意点

- 計画参加者の内訳については、別紙1、2及び3と整合が取れているか確認ください。
- 団体の場合は、農業者等に「1」者と記載してください。
- 団体を形成せず、複数の農業者で申請される場合は、農業者の人数を記載してください。

生産方式革新実施計画の作成（つづき 7）

（5）生産方式革新事業活動の規模

① 経営面積の状況（計画参加農業者の合算）

年度		現況 (令和〇年度)	目標年度 (令和〇年度)
対象品目の栽培面積（A）		○	○
対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（B）		○	○
新たな生産の方式を導入する面積	うち取組イ	○	○
	うち取組ロ	○	○
	うち取組ハ	○	○
	うち取組ニ	○	○
目標年度における面積の割合 (B / A)			50%

注1 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」には、既に導入を済ませている面積も含めること。

2 「新たな生産の方式を導入する面積」のうちイ、ロ、ハ、ニは、4（4）のCの類別毎の取組面積を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、単位を変更するとともに、項目を「対象品目の売上高」「対象品目の売上高のうち生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」「新たな生産の方式により生産した農産物の売上高」「目標年度における売上高の割合」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

記載のポイント・留意点

- 「対象品目の栽培面積（※）」については、**対象となる品目**における栽培面積を記載してください。

※ 畜産の場合、栽培面積に代えて、経営全体における総飼養頭羽数にできる。

- 「生産方式革新事業活動に取り組む面積（※）」には、既に導入を済ませている面積も含めて記載してください。

- 記載する面積については、**実面積（※）**で記載してください。

※ 畜産の場合、面積に代えて飼養頭羽数にできる。

- 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（B）（※）」にかかる内訳、「新たな生産の方式を導入する面積（※）」の「うち取組」毎の面積（※）を記載してください。

- なお、「新たな生産の方式を導入する面積（※）」のうちイ、ロ、ハ、ニは、4（4）のCの類別毎の取組面積（※）となります。

- 「新たな生産の方式を導入する面積（※）」のうち、イ、ロ、ハ、この各面積が、「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（B）（※）」の値を**超えていないか**御確認ください。

- 売上額で比較する場合は、項目及び単位を販売額に変更してください。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更してください。

※ 畜産の場合、面積に代えて飼養頭羽数にできる。

生産方式革新実施計画の作成（つづき 8）

② スマート農業技術の活用に必要な費用に係る考え方

スマート農業技術〇〇の減価償却費〇〇に対して、付加価値額〇〇の向上や、労働投入量〇〇の減少などの効果が見込まれる。

（6）所得の状況（計画参加農業者の合算）

年度	計画参加農業者の所得合計（百万円）	
現況（令和〇年度）	〇	百万円
目標年度（令和〇年度）	〇	百万円

注 1 目標年度における生産方式革新事業活動に係る所得が、計画実施前（現況値）以上で、かつ正となるようにすること。

5 生産方式革新事業活動の実施体制

責任者：農林 太郎（本法人代表）
生産部門担当者：〇〇 〇〇（人員数〇名）
販売部門担当者：〇〇 〇〇（人員数〇名）

- 生産方式革新事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載してください。
- 申請者が複数の場合、又は、促進事業者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載してください。

記載のポイント・留意点

- （3）生産方式革新事業活動の目標の①生産方式革新事業活動の目標と整合が取れるように記載してください。
- スマート農業技術の活用に必要な費用に比して、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模の内容を記載してください。

記載のポイント・留意点

- 目標年度における生産方式革新事業活動に係る所得が、**計画実施前（現況値）以上**で、かつ**正**となる計画としてください。
- 収入（営業利益と補助金収入などの営業外利益の合計）から経営費（生産コスト）を差し引いた金額であり、ここでは、取組農業者全員の**対象となる品目における**当該農業所得を合計した金額です。
- 複数品目を栽培している場合は、按分するなどをして、算出してください。
- また、原則として、取組を開始する**前年度の値を現況値**とします。
- ただし、取組の前年度が気象災害などにより異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択してください。
- 計画認定前の所得が赤字（負）の場合、実施期間の**終了時において黒字（正）となる必要**があります。なお、計画認定前の所得が**黒字（正）の場合**は、少なくとも**計画認定前の所得を維持**する必要があります。

生産方式革新実施計画の作成（つづき 9）

6 促進事業者が税制特例を活用する計画の場合の特記事項

（1）労働生産性に関する事項

※促進事業者が税制特例を活用しない場合は記載不要。

	A 現状	C 5年後の目標	変化率（％） （（C－A）／A）
a 付加価値額	●●●	△□△	○●
b 労働投入量	●◎◎	□△□	●●
労働生産性 （a／b）	◎●○	△□□	●○

・ 促進事業者が税制特例を活用しない場合は記載不要です。

記載のポイント・留意点

・ A 現状の欄は、4（3）Aの値を記載してください。

促進事業者が税制特例を活用する計画の場合は、5年後の目標を計画してください。

促進事業者が行う促進措置が、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が行う生産革新事業活動と密接不可分である必要があります。促進事業者と連携した場合は、当該生産方式革新事業活動の目標の計画終了時期が7年以上となるため、農業者等の実施期間である5年以内に労働生産性が5％以上向上しているか、確認するために設けております。（基本方針第四の3（1）②、又は（2）②）

労働生産性 =
$$\frac{\text{付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」）}}$$

（2）作付面積に関する事項

農業者等の行う農業の総作付面積	
現状（令和○年度）	目標年度（令和○年度）
ha	ha

- ・ 現状には、4（1）経営の状況欄のうち、経営規模の面積を記載してください。
- ・ 総作付面積で記載できない場合は、売上高または、飼養頭数を記載してください。
- ・ 単位については、4（1）経営規模及び4（5）①と単位を揃えてください。

注1 売上高で比較する場合は、項目及び単位を変更するとともに、項目を「農業者等の行う農業に係る総売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

生産方式革新実施計画の作成（つづき10）

7 確認事項

☒	本計画に参加する農業者等（団体の場合はその構成員）が、各々で生産方式革新事業活動を実施すること
☒	本計画で導入する施設・設備等が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管する場合は、導入する者がそのデータ等の取扱いについて、当該ガイドラインに準拠した契約を締結すること
☒	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
☒	生産方式革新事業活動の実施に当たっては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を踏まえた農作業の安全対策に努めること
☒	生産方針革新事業活動の実施に当たり、農業に由来する環境への負荷の低減に配慮していること
☒	地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、当該生産方式革新事業活動が関係する各種施策と調和して行っていること
☒	特例を活用する場合に、特例に関係する各機関に対し、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から提供することに同意していること

☐ 地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、当該生産方式革新事業活動が関係する各種施策と調和して行っていただきますようお願いいたします。＜基本方針第一2（6）＞

☐ 特例を活用する場合は、特例に関係する各機関に対し、認定にかかる情報等を農林水産省から提供いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以下、各項目に対して、確認していただき、チェックしてください。

☐ 農業者等の各々が、生産方式革新事業活動を実施していなければ、対象となりませんので、御留意願います。＜基本方針第一2（1）＞

☐ スマート農業を普及させるためには、農業者が安心してデータを提供できる環境を整備し、農業分野におけるビッグデータやAIの利活用を促進する必要があります。そこで、データの提供者（農業関係者）及び受領者（農業機械メーカー、ICTベンダ等）の間の契約の考え方及びひな型等を示すガイドラインが策定されておりますので、ガイドラインに準拠した契約を締結していただきますよう、ガイドラインを御参照のうえ、以下のチェックリスト御活用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-27.pdf>

☐ 農業分野における技術・ノウハウ等について、不正競争防止法の営業秘密の枠組みを活用した保護に取り組んでいただくために、その際の留意点等について、ガイドライン策定されておりますので、ガイドラインに準拠した取組を行っていただきますよう、ガイドラインを御参照のうえ、ダイジェスト版に記載されたチェックリストを御活用ください。

<https://pvp-conso.org/wp-content/uploads/2023/09/d9686459c61220a29b3c0395975cd4c4.pdf>

☐ ロボット技術を組み込んで自動走行・作業を行う車両系の農業機械（ロボット農機）の安全性確保を目的として、リスクアセスメントの実施など、安全性確保の基本的な考え方や関係者の役割等を定めた指針に沿って、農産物の安全対策に努めていただきますようお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/gizyutu/attach/pdf/240327-1.pdf>

☐ 現在、農林水産省では、補助金等の交付を受ける場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づいた最低限の内容を実施していただくことを要件としております。以下のリンクから、御確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

生産方式革新実施計画の作成（つづき11）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- ☒ 本計画で活用するスマート農業技術が組み込まれた農業機械等の性能等が確認できる書類

必要に応じて、以下の書類を添付すること。

- ☐ 本計画で導入する新たな生産の方式が、活用するスマート農業技術の効果を十分に発揮するものであることを確認できる書類

4（5）② スマート農業技術の活用に必要な費用に係る考え方を確認説明できるように、農業機械等の性能等が確認できる書類を添付してください。

また、機械にスマート農業技術が組み込まれていることを確認できる書類を添付してください。

※農研機構が実施する安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機のうち令和7年4月以降に新たに発売される型式のもの（以下、「安全性検査対象機種」という。）を導入する場合、安全性検査の合格機から選定していることが分かる書類（農研機構HPやメーカーカタログ等）を添付してください。

4（4）生産方式革新事業活動の内容のうち、C スマート農業技術の効果を十分に発揮させるために導入する新たな生産の方式を確認するにあたり、活用するスマート農業技術の効果を十分に発揮するものであることを確認できる書類を必要に応じて添付してください。

申請する機械等の概要や型式、性能などが記載されたカタログや取扱説明書に、スマート農業技術の導入の効果を十分に発揮させる取組に係る記載がある場合は、当該箇所もあわせて添付してください。

また、必要に応じて、新たな生産の方式の内容が、活用するスマート農業技術の効果の発揮にどう関与するかを示す関連資料等をご提出ください。関連資料としては、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・スマート農業実証プロジェクトに基づく手引き
- ・各都道府県におけるスマート農業推進の手引き・指針
- ・当該スマート農機のカタログや取扱説明書
- ・メーカーからの問い合わせ回答
- ・品種を変更する場合は品種特性に係る関連文書
- ・公表しているものが無い場合は、生産性向上の程度がわかる根拠を示した上で確認 など

生産方式革新実施計画の作成（つづき12）

農業者等が特例措置の活用を希望する場合は、特例措置の活用を希望する農業者等ごとに該当する以下の書類を添付すること。

☐	日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け	別紙 1、別表 3 ※
☐	税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）	別紙 1、別表 3
☐	農地法の特例	別表 4、5、6
☐	航空法の特例	別表 7
☐	野菜生産出荷安定法の特例	別表 8

※ 設備等を導入する場合は、別表 3 を添付すること。

食料システム構築計画のみなし措置の活用を希望する場合は、当該措置の活用を希望する農業者等ごとに以下の書類を添付すること。

☐ 別表 9

- 農業者等が特例措置の活用を希望する場合は、該当する書類を添付してください。

食料システム構築計画のみなし措置の活用を希望される場合は、別表 9 の添付書類として、以下の書類が必要となります。

- ☐ 食料システム構築計画に係る承認規程別紙様式第 2 号－ 1
- ☐ その他必要書類
（参画の同意が確認できる資料）

生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法（別表 1）

生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

氏名	調達 予定 年度	使途・ 用途	事業費	資金調達			
				補助金	スマート農業技術活用促進資金	その他借入金・ 出資金	その他（自己資金等）
農林太郎	R 7	キャベツの自動収穫機	0 0 0 0 万円		0 0 0 0 万円		0 0 0 万円
	R ●	キャベツの自動収穫機 （サービス事業者 ●●(株)）					

計画に参加する農業者等（構成員を含む。）のうち、資金の調達を行う者の全てを記載してください。

促進事業者は、別表 2 に記載してください。

記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。

【使途・用途】生産方式革新事業活動に必要な機械、施設等を記載してください。

【事業費】当該計画を実施するにあたり、必要となる事業費の総額を記載してください。

【補助金】計画申請時点で活用する予定の補助事業等の名称及び金額（補助分）を記載してください。

なお、基盤整備を行う場合は、活用する事業名のほかに、地区名を記載してください。

また、この欄への記載をもって、その補助金等の交付を保証するものではありません。

【スマート農業技術活用促進資金】特例を活用する予定の場合は、当欄に記載してください。

【その他借入金・出資金】他の制度融資や民間金融機関等から借り入れる場合は、当欄に記載してください。

【その他（自己資金等）】自己資金その他上記以外からの調達資金額などを記載してください。

記載のポイント・留意点

- スマート農業技術を導入し活用、又は、新たな生産の方式の導入に対して、必要な資金の額及びその調達方法を記載してください。

記載のポイント・留意点

- ・ スマート農業技術活用促進資金、スマート農業技術活用投資促進税制を、**希望する農業者等ごと**に記載してください。

農業者等

①氏名又は名称：○○ ○○

（法人の場合はその代表者の氏名：代表取締役 ○○○○）

②住所又は主たる事務所の所在地：○○県○○市

③連絡先

・電話番号：○○○○－○○－○○○○

・E-mailアドレス：.....

農業者等の生産方式革新事業活動の取組（別紙 1）（つづき 1）

農業者等が、以下を希望する場合
 ・スマート農業技術活用促進資金
 ・スマート農業技術活用投資促進税制

1 生産方式革新事業活動に関する事項

①生産方式革新事業活動の内容

A 品目	キャベツ			
B スマート農業技術を活用した農産物の生産又は農業経営管理の内容	キャベツの自動収穫機による、キャベツ収穫の自動化			
C スマート農業技術の効果を十分に発揮させるために導入する新たな生産の方式	分類	☒	イ	スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入
		☐		農地の区画拡大や区画整理整備等の基盤整備を行う場合
		☐	ロ	スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
		☐	ハ	スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入
		☐	ニ	その他（スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式）
	内容	自動収穫機に適応したほ場の形状の変更（枕地の確保、畝間の拡大）		
D BとCの関連性	（例） 自動収穫機に合わせた畝間に変更するとともに、ターン農道を整備することにより、自動収穫機の稼働率を向上させ、労働生産性を改善する。			

記載のポイント・留意点

- 各項目について、計画内で同一の取組を行う場合は、「計画本体 4 の（４）のとり」と記載してください。

記載のポイント・留意点

- スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性について、記載してください。
- 根拠資料があれば、添付してください。

- なお、本計画は記載した事業の採択を担保するものではありません。

農業者等の生産方式革新事業活動の取組（別紙 1）（つづき 2）

農業者等が、以下を希望する場合
 ・スマート農業技術活用促進資金
 ・スマート農業技術活用投資促進税制

② 経営面積の状況

年度	現況 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
総作付面積（A）	○	○
対象品目の栽培面積	○	○
対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（B）	○	○
新たな生産の方式を導入する面積	うち取組イ（C）	○
	うち取組ロ	○
	うち取組ハ	○
	うち取組ニ	○
目標年度における面積の割合	（B／A）	○%
	（C／B）	○%

- 単位については、別記様式第 2 号 4（1）経営規模及び 4（5）①と単位を揃えてください。

- 「対象品目の栽培面積（※）」については、**対象となる品目**における栽培面積を記載してください。

※ 畜産の場合、栽培面積に代えて、経営全体における総飼養頭羽数にできる。

- 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（※）」には、既に導入を済ませている面積も含めて記載してください。

- 記載する面積については、**実面積**（※）で記載してください。

※ 畜産の場合、面積に代えて飼養頭羽数にできる。

- 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（B）（※）」にかかる内訳、「新たな生産の方式を導入する面積（※）」の「うち取組」毎の面積（※）を記載してください。

- なお、「新たな生産の方式を導入する面積（※）」のうちイ、ロ、ハ、ニは、4（4）の C の類別毎の取組面積（※）となります。

- 「新たな生産の方式を導入する面積（※）」のうち、イ、ロ、ハ、ニの各面積が、「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積（B）（※）」の値を**超えていないか**御確認ください。

- 売上額で比較する場合は、項目及び単位を販売額に変更してください。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更してください。

※ 畜産の場合、面積に代えて飼養頭羽数にできる。

注 1 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」には、既に導入済の面積も含めること。

2 「新たな生産の方式を導入する面積」のうちイ、ロ、ハ、ニは、1 の① C の類別毎の取組面積を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、項目及び単位を変更するとともに、項目を「総売上高」「対象品目の売上高」「対象品目の売上高のうち生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」「新たな生産の方式により生産した農産物の売上高」「目標年度における売上高の割合」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

- 目標年度における面積の割合(B/A) については、税制特例を活用する場合、導入する機械において、過半を占める計画を作成してください。（基本方針第 4 の 2（4））

- 目標年度における面積の割合(C/B) については、税制特例を活用する場合、導入する機械において、過半をしめる計画を作成してください。（基本方針第 4 の 2（3））

- なお、促進事業者も併せて活動している場合、B 及び C の欄には、促進事業者の活動面積を除いた面積を下段（ ）書きで記載してください。

農業者等の生産方式革新事業活動の取組（別紙 1）（つづき 3）

農業者等が、以下を希望する場合
 ・スマート農業技術活用促進資金
 ・スマート農業技術活用投資促進税制

2 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模	○	○
イ：収入	○	○
ウ：経営費（生産コスト）	○	○
エ：所得（イ－ウ）	○	○

注 1 目標年度における生産方式革新事業活動に係る所得が、**計画実施前（現状値）以上**で、かつ**正**となるようにすること。

2 「ア：経営規模」には、生産方式革新事業活動に係る経営面積や飼養頭羽数、生産量、労働力等のいずれかの現状値及び目標値を記載すること。

3 「エ：所得」には、生産方式革新事業活動に係る農業の所得の現状値及び目標値について記載すること。

4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

記載のポイント・留意点

- 目標年度における所得が、**計画実施前（現状値）以上**で、かつ正となる計画が対象となります。
- 「経営規模」については、**対象品目**における状況を記載してください。
- 「ア：経営規模」には、**対象品目**に係る経営面積や飼養頭羽数、生産量、労働力等のいずれかの現状値及び目標値を記載してください。
- （例） 現状 目標
 ●●ha ●●ha
- 収入は、営業利益と補助金収入などの営業外利益の合計を記載してください。
- 「エ：所得」には、生産方式革新事業活動に係る農業の所得の現状値及び目標値について記載してください。
- イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えありません。
- 対象品目**における収入、経営費及び、所得を記載してください。

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 2）

記載のポイント・留意点

- 計画に参加するスマート農業技術活用サービス事業者ごとに記載してください。

スマート農業技術活用サービス事業者

①氏名又は名称：

（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）

②住所又は主たる事務所の所在地：

③連絡先

・電話番号：

・E-mail：

・担当者名：

- ④業種：☐ 専門作業受注型 ☐ 機械設備供給型
☐ 高度人材供給型 ☐ データ分析型

・ 住所又は主たる事務所の所在地については、税制特例を活用する場合、生産方式事業活動の実施区域を含む都道府県と同一の都道府県に拠点、事務所等を設置されていることが要件となります。（基本方針第四の3（1）⑤）

・ 税制特例を活用する場合、法第2条第4項第1号に掲げる役務を行う者に限ります。（基本方針第四の3）

- 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記してください。
- 主たる事務所が計画産地と異なる都道府県内にあって、拠点・事務所が計画産地と同一の都道府県内にある場合は、当該拠点・事務所の住所を記載してください。
- 「④業種」には、以下に示す分類のうち該当するものにチェック（✓）を付けてください。

複数の業種に該当する場合（複合サービス型）には、該当する業種全てにチェック（✓）を付けること。

専門作業受注型：農業者等に代わって農作業を行う業種（法第2条第4項第1号）

機械設備供給型：農業者等に農業機械等をレンタル等により使用させる業種（法第2条第4項第2号）

高度人材供給型：農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣させる業種（法第2条第4項第3号）

データ分析型：農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、その結果を提供又は指導、助言等を行う業種（法第2条第4項第4号）

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項（別紙２）（つづき１）

１ スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置の内容

経営の状況	経営規模、現在所有する農業機械など
スマート農業技術活用サービスの内容	（例）薬剤散布ドローンを活用し、４月～９月に、計画産地において農薬散布にかかるサービス事業を実施（実施面積：○ha）
計画産地外におけるスマート農業技術活用サービス事業者の取組	（例）薬剤散布ドローンを活用し、隣接するＡ市のレタス産地において農薬散布にかかるサービス事業を実施（実施面積：○ha）

記載のポイント・留意点

- 【経営の状況】

経営規模、現在所有する農業機械などを記載してください。

例：ドローン １０台所有 保管場所：●●県

- 【スマート農業技術活用サービスの内容】

別記様式第２号の４（４）Ｂスマート農業技術を活用した農産物の生産又は農業経営管理の内容と同じ内容を記載してください。

- 【計画産地外におけるスマート農業技術活用サービス事業者の取組】

生産方式事業活動における計画産地外におけるスマート農業技術活用サービスの取組を記載してください。

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項（別紙2）（つづき2）

2 設備等の導入に関する事項 ※設備等の導入を行わない場合は記載不要です。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	左記の 販売開始日	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	○ 月	①	機械・キャベツ自動収穫機・／○○	R ○/○/○	○○○千円	1 台	○○○千円	ア
	月	②						
	小計						○○○千円	
年度	月							
	月							
	小計							
合計							○○○千円	

記載のポイント・留意点

- 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいいます。
- なお、令和7年4月以降に新たに発売される型式のもの（以下、「安全性検査対象機種」という。）を導入する場合、メーカーと型式を記載してください。
- 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。
- 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア、イ）を記載してください。
ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）
イ：スマート農業技術活用投資促進税制

スマート農業技術活用サービス事業者が導入するスマート農業機械について、**スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する場合は、当該機械の販売開始日を記載**してください。対象となる機械及び装置については、**7年以内**に販売されたものであり、かつ、**播種、移植又は収穫用**のスマート農業技術を組み込んだ機械及び装置が対象となります。（基本方針第四の3（1）⑥⑧）

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 2）（つづき 3）

3 促進措置の用に供する設備等により提供する役務に関する事項 ※設備等の導入を行わない場合は記載不要です。

番号	新たに導入を行う設備等の名称	目標年度における設備等を活用して提供する役務の量		アの調達量の割合（%） (ア/(ア+イ))
		本計画に含まれる農業者等からの調達 (ア)	本計画外からの農産物の調達 (イ)	
	(例) キャベツの自動収穫機	(例) A 町農業者の農作業受託 : 1,000千円	(例) B 市農業者等の農作業受託 : 500千円	(例) 67%

記載のポイント・留意点

- ・ 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。
- ・ 「番号」の欄は、2 の番号と対応するよう記載してください。
- ・ 役務の売上や稼働面積等、定量的に把握可能な量を記載してください。
- ・ 導入したスマート農業技術を活用して、計画に参加する農業者以外の農業者に対してサービスを提供する場合は、その他の役務の総量のうちおおむね過半を計画参加農業者等に対して行うものである必要があります。ただし、この範囲を超えない中で計画参加外の農業者にサービスを提供することは、可能です。

- ・ なお、専門作業受注型のサービス事業者が、税制特例を受けてスマート農業機械等を導入した場合は、実施期間中専ら（100％）計画参加農業者等の生産方式革新事業活動のために提供されるものである必要があります。（基本方針第四の 3 （１）⑦）

4 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

（1）取組面積等

【面積単位：ha】

目標年度における農業者等の行う 生産方式事業活動に係る作付面積 (ウ)	目標年度における農業者等の行う農業に係る 総作付面積 (エ)	割合 (%) (ウ/エ)
別記様式第 2 号の 4 (5) ①の 「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事 業活動に取り組む面積」の目標年度の値うち、 促進事業者が取り組む面積の値 (例) 35	別記様式第 2 号の 6 (2) の農業者等の行う 農業の総作付面積のうち「目標年度」の値 (例) 42	83.3%

注 1 別記様式第 2 号の 4 (5) ①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 別記様式第 2 号の 6 (2) の農業者等の行う農業の総作付面積のうち「目標年度」の値を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、項目を「目標年度における農業者等の行う生産方式事業活動により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う農業により生産した農産物の総売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

記載のポイント・留意点

- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用しない場合は記載不要です。
- 生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該生産方式革新実施計画の事業期間の終了の時に於いて、当該農業者等の行う農業に係る総作付面積又は総売上高のおおむね 8 割以上を占める計画を作成してください。（基本方針第四の 3 (1) ①）

4 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項（つづき）

（2）取組内容

生産方式革新事業活動の詳細 （①）	（例）キャベツの自動収穫機のため、自動収穫に適した新品種に変更。	
目標年度における①の取組に係る農産物の作付面積 （オ）	目標年度における生産方式革新事業活動に係る作付面積 （カ）	割合（％） （オ／カ）
別記様式第2号の4（5）①の「生産方式革新事業活動に取り組む面積」のうち、新たな生産の方式を導入する面積のうち「イの取組」の目標年度の値 （例）35	別記様式第2号の4（5）①の「生産方式革新事業活動に取り組む面積」の目標年度の値 （例）35	100%

注 1 別記様式第 2 号の 4（5）①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 売上高で比較する場合は、単位を変更するとともに、項目を「目標年度における①の取組により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

- **税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用しない場合は記載不要**です。
- 「生産方式革新事業活動の詳細（①）」は、別記様式2号の4（4）Cのうち、「内容」を記載してください。
- 「生産方式革新事業活動の詳細（①）」が、**品種の変更**又は**収穫の機械化等**の実施を伴い栽培体系を大きく変更する取組となっており、目標年度における①の取組に係る農産物の作付面積又は売上高が当該生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高の**過半を占める**計画を作成してください。（基本方針第四の3（1）③）
- 別記様式第 2 号の 4（4）D「BとCの関連性」と整合が取れている必要があります。
- 「BとCの関連性」を確認するため、本計画で導入する新たな生産の方式が、活用するスマート農業技術の効果を十分に発揮するものであることを確認できる書類を提出してください。

5 確認事項

☒	「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」に準拠していること
☒	本計画に含まれる農業者等との継続的な取引を本計画の実施期間中に行う意向があること

☐ 本計画に含まれる農業者等との継続的な取引を本計画の実施期間中に行う意向があることが分かる書類を作成してください。

なお、添付書類の取引契約書等の本計画に含まれる農業者との継続的な取引を行うことが確認可能な資料と併せて提出してください。

☐ 農業者等が各種農業支援サービスを比較・選択できる環境の整備に向け、サービスの内容や料金、オプション、手続き等、サービス提供事業者が表示すべき情報、表示することが望ましい情報等の指針として「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」を策定しております。

本ガイドラインに準拠した契約書を作成してください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-8.pdf>

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項（別紙２）（つづき７）

（添付書類）

- ☒ スマート農業技術活用サービス事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

法人でない場合は、チェック及び提出不要です。
- ☐ スマート農業技術活用サービス事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約そのほか当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書面

法人の場合、チェック及び提出不要です。
- ☒ スマート農業技術活用サービス事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）

該当しなければ、チェック及び提出不要です。
- ☒ スマート農業技術活用サービス事業者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

サービス事業者を計画に位置付ける場合は、基本方針第１の２（２）に規定するとおり、農業者との継続的な取引の下で取り組まれることを確認する必要があるため、申請時点で契約書等の書類の提出が必要です。
- ☒ 取引契約書等の本計画に含まれる農業者との継続的な取引を行うことが確認可能な資料

ただし、具体的かつ正式な契約書の提出が困難な理由がある場合は、計画書において継続的な取引が行われる旨が記載されていることに加え、サービス事業者に当該取組を確実に実施する意向がある旨の分かる添付書類（誓約書や自己申告書など）に代えることができます。

スマート農業技術活用サービス事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 2）（つづき 8）

（添付書類）

日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付けの活用を希望する場合

- ☒ 別表 2 促進措置に必要な資金の額及びその調達方法

日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付けの活用を希望する場合は、別表 2 を作成してください。

税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）の活用を希望する場合

- ☒ 促進措置で活用する設備等の性能や販売開始日、単価等が確認可能な書類

メーカーのカatalogなど、確認できる書類を御準備ください。

- ☒ 本計画に含まれる農業者等に提供する生産方式革新事業活動に係るサービスが、農業者等の収益に応じた料金体系となっていることが確認可能な書類

例えば、自動収穫機で収穫作業を代行した際、サービスの提供面積に応じた料金体系ではなく、収穫物の収量に応じてkg単位での料金設定が行われている場合を想定しています。

- ☒ 前事業年度における減価償却費の額がわかる資料（上記損益計算書等の書類に記載されていれば可）

また、一定の初期導入費用を設定した上で、収穫物の収量に応じた料金設定を行っている場合も対象になります。その他、機械の故障・破損時やサービスの効果、収穫の損失等について、その補填を行う範囲や条件等を設定している場合も対象になります。

航空法の特例の活用を希望する場合

- ☐ 別表 7 航空法の特例（法第10条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項

税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）の活用を希望する場合は、すべてご用意ください。

航空法の特例の活用を希望する場合は、別表 7 を作成してください。

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 3）

記載のポイント・留意点

- 計画に参加する食品等事業者ごとに記載してください。

食品等事業者

- ①氏名又は名称：
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）
- ②住所又は主たる事務所の所在地：
- ③連絡先
 - ・電話番号：
 - ・E-mail：
 - ・担当者名：
- ④業種：

- 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記してください。
- 主たる事務所が計画産地と異なる都道府県内にあって、拠点・事務所が計画産地と同一の都道府県内にある場合は、当該拠点・事務所の住所を記載してください。
- 対象となる食品等事業者は、法第 7 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者です。
- 計画の申請を行う農業者等の行う生産方式革新事業活動の促進に資する取組として、食品等事業者が農産物又は食品の新たな製造、加工、流通又は販売の方式の導入を図るための措置を行う場合に対象となります。

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙３）（つづき１）

１ 食品等事業者が行う促進措置の内容

経営の状況		経営規模、現在所有する設備など	
農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の内容	分類	☐ イ	スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入
		☐ ロ	農業者等から提供を受けた生産方式革新事業活動に係るデータの有効な活用方法の導入
		☒ ハ	農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施方法の導入
		☐ ニ	その他（スマート農業技術の活用を通じた農作業の効率化等の効果を発揮させる上で不可欠な農産物又は食品の製造等の方式の導入）
	内容	(例) 計画参加農業者が生産するキャベツの選別、洗浄、加工を行う	
生産方式革新事業活動の取組との関連	① 農業者が導入する鉄コンテナが受け入れ可能な荷受設備を食品等事業者が導入するといった内容を記載 ⑨ 農業者から共有された生育データと販売データを組み合わせた分析結果を農業者にフィードバックするといった内容を記載 ⑩ 農業者が行う新たな生産方式の導入に伴う労働負荷の集中に対応するといった内容を記載		

- スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式への転換とは、

例えば、農業者等が自動収穫機の導入と併せて行う品種の切替えにより、当該生産物の引受けにあたり必要となる製造・加工施設や集出荷施設の増改修や工程の変更等が該当します。

その他、農業者等が自動収穫機の導入と併せて行うコンテナ出荷等の荷姿の変更により、当該生産物の引受けにあたり必要となる製造・加工施設や集出荷施設の増改修や工程、出荷規格の変更等も該当します。

- 農業者等から提供を受けた農産物の生育データと食品等事業者の販売データ等を組み合わせた分析に基づく農産物の引受け及び農産物又は食品の販売方式への転換が該当します。

- 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施とは、

例えば、農業者等のスマート農業技術の導入を契機に、農業者等がこれまで行っていた選別・調製等の作業を、食品等事業者が選果場の整備等による効率化と併せ代わって実施する取組です。

また、元々、食品等事業者が選別・調製等の作業を行っていた場合であっても、自動収穫機による収穫で規格が不揃いになる収穫物を、画像認識による選別機を新たに導入し効率的な選別、調整等を行う等、スマート農業技術に適合した効率的な取組を新たに行う場合は該当します。

- スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する場合は食品等事業者が①の生産方式革新事業活動に係る第一の２（２）②イ（ハ）の取組を行うものであること（基本方針第四の３（２）④）

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 3）（つづき 2）

2 設備等の導入に関する事項 ※設備等の導入を行わない場合は記載不要です。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	設備等の所在	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	○ 月	①	機械・キャベツ選別機・／○○		○○○千円	1 台	○○○千円	ア
	月	②						
	小計						○○○千円	
年度	月							
	月							
	小計							
合計							○○○千円	

記載のポイント・留意点

- 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいいます。
- 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。
- 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア、イ）を記載してください。

ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）

イ：スマート農業技術活用投資促進税制

- スマート農業技術活用投資促進税制の活用を希望する場合は、設備等の所在場所（住所）を記載してください。
- 計画に位置付けられた農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に資する食品事業者がこれまで当該農業者等が担ってきた作物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍等の作業を農業者等に代わって実施する場合については、当該機械・装置（建物等は含みません。）が投資促進税制の対象となります。ただし、対象設備等が、生産方式革新事業活動の実施区域を含む市町村と同一の市町村又は隣接した市町村内で土地・建物に据え置かれるものであることが必要となります。（基本方針第四の 3（2）⑦）

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙３）（つづき３）

３ 促進措置の用に供する設備等により提供する役務に関する事項 ※設備等の導入を行わない場合は記載不要です。

番号	新たに導入を行う設備等の名称	目標年度における当該設備等が取り扱う 農産物の調達量		アの調達量の割合（％） （ア/（ア＋イ））
		本計画に含まれる農業者等からの調達 （ア）	本計画外からの農産物の調達 （イ）	
	（例）キャベツ選別機、洗浄機、カット用機械	（例） A 町農業者からのキャベツの調達： 100千トン	（例） B 市農業者等からのキャベツ の調達：50千トン	（例）67%

記載のポイント・留意点

- 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。
- 「番号」の欄は、２の番号と対応するよう記載してください。
- 役務の売上や稼働面積等、定量的に把握可能な量を記載してください。
- 計画認定を受け、**設備等を使用して、計画に参加する農業者以外の農業者から農産物を調達する場合は、目標年度における当該設備等が取り扱う農産物の総調達量のうちおおむね過半を、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等の行う生産方式革新事業活動により生産される農産物から調達するものである必要**があります。ただし、この範囲を超えない中で計画参加外の農業者から農産物を調達することは可能です。

- 食品等事業者が、**税制特例を活用して導入した機械及び装置**については、**実施期間中専ら（100％）計画参加農業者等の生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うことが必要**です。

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 3）（つづき 4）

4 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

（1）取組面積等

目標年度における農業者等の行う 生産方式事業活動に係る作付面積 (ウ)	目標年度における農業者等の行う農業に係る 総作付面積 (エ)	割合 (%) (ウ/エ)
別記様式第 2 号の 4 (5) ①の 「生産方式革新事業活動に取り組む面積」の 目標年度の値 (例) 35	別記様式第 2 号の 6 (2) の農業者等の行う 農業の総作付面積のうち「目標年度」の値 (例) 42	83%

注 1 別記様式第 2 号の 4 (5) ①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 別記様式第 2 号の 6 (2) の農業者等の行う農業の総作付面積のうち「目標年度」の値を記載すること。

3 売上高で比較する場合は、項目を「目標年度における農業者等の行う生産方式事業活動により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う農業により生産した農産物の総売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

記載のポイント・留意点

- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用しない場合は記載不要です。
- 生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該生産方式革新実施計画の事業期間の終了の時に於いて、当該農業者等の行う農業に係る総作付面積又は総売上高のおおむね 8 割以上を占める計画を作成してください。（基本方針第四の 3 (2) ①）

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 3）（つづき 5）

4 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

（2）取組内容

農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の詳細 （①）	（例）自動収穫機に適した品種のキャベツの収穫後の選別・調製作業を農業者に代わって実施	
目標年度における①の取組に係る農産物の作付面積 （オ）	目標年度における農業者等の行う 生産方式革新事業活動に係る作付面積 （カ）	割合（％） （オ／カ）
別記様式第 2 号の 4（5）①の 「生産方式革新事業活動に取り組む面積」の うち、新たな生産の方式を導入する面積のうち「イの 取組」の目標年度の値 （例） 20	別記様式第 2 号の 4（5）①の 「生産方式革新事業活動に取り組む面積」の 目標年度の値 （例） 35	57%

注 1 別記様式第 2 号の 4（5）①の「対象品目の栽培面積のうち生産方式革新事業活動に取り組む面積」の値を記載すること。

2 売上高で比較する場合は、単位を変更するとともに、項目を「目標年度における①の取組により生産した農産物の売上高」「目標年度における農業者等の行う生産方式革新事業活動により生産した農産物の売上高」に変更すること。また、飼養頭数で比較する場合も、項目及び単位を同様に変更すること。

- ・ **税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用しない場合は記載不要**です。
- ・ 「農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の詳細」は、別紙 3 の 1 の「農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の内容」のうち、「内容」を記載してください。
- ・ 1 のうち「生産方式革新事業活動の取組との関連」と（2）「農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の詳細」の関連が取れている計画を策定してください。
- ・ 「農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入の詳細（①）」が、**農産物の品質又は外形の相当程度の変更を伴う品種の変更又は収穫の機械化等**の取組であって、目標年度における①の取組に係る農産物の作付面積又は売上高が当該生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高の**過半を占める**計画を作成してください。（基本方針第四の 3（1）③）
- ・ 別記様式第 2 号の 4（4）D「BとCの関連性」と整合が取れている必要があります。

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙３）（つづき６）

４ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

（３）農産物の取扱いに関する事項

目標年度における生産方式革新事業活動により生産された農産物の生産量（t） （キ）	目標年度における生産方式事業活動により生産された農産物の取扱量（t） （ク）	調達量の割合（％） （ク／キ）
申請農業者から聞き取りした生産量を記載してください。 180千 t	目標年度における生産方式事業活動により生産された農産物の取扱予定数量を記載してください。 150千トン	（例） 83%

（４）対象設備等に関する事項

①設備等の稼働状況

番号	特例の対象となる設備等の名称	目標年度における当該設備等の稼働時間		稼働時間の割合（％） （コ／ケ）
		全稼働時間 （ケ）	４（２）の取組に係る稼働時間 （コ）	
	（例）キャベツ選別機、洗浄機、カット用機械	（例） 1500時間	（例） 1500時間	（例） 100%

②設備等における農産物の取扱状況

番号	特例の対象となる設備等の名称	目標年度における当該設備等が取り扱う農産物の調達量		調達量の割合（％） （シ／サ）
		全調達（３のア＋イ） （サ）	４（２）の取組に係る調達 （シ）	
	（例）キャベツ選別機、洗浄機、カット用機械	（例） キャベツの全調達量：150千トン	（例） キャベツの調達量：150千トン	（例） 100%

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 3）（つづき 7）

5 確認事項



本計画に含まれる農業者等との継続的な取引を本計画の実施期間中に行う意向があること

□本計画に含まれる農業者等との継続的な取引を本計画の実施期間中に行う意向があることが分かる書類を作成してください。

なお、添付書類の取引契約書等の本計画に含まれる農業者との継続的な取引を行うことが確認可能な資料と併せて提出してください。

（添付書類）



食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

法人でない場合は、チェック及び提出不要です。



食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約のほか当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書面

法人の場合、チェック及び提出不要です。



食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面

該当しなければ、チェック及び提出不要です。



食品等事業者が許認可等を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

食品等事業者を計画に位置付ける場合は、基本方針第 1 の 2 の（2）に規定するとおり、農業者との継続的な取引の下で取組まれることを確認する必要があるため、申請時点で契約書等の書類の提出が必要です。



取引契約書等の本計画に含まれる農業者との継続的な取引を行うことが確認可能な資料

ただし、具体的かつ正式な契約書の提出が困難な理由がある場合は、計画書において継続的な取引が行われる旨が記載されていることに加え、食品等事業者に当該取組を確実に実施する意向がある旨の分かる添付書類（誓約書や自己申告書など）に代えることができます。

日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸し付けの活用を希望する場合



別表 2 促進措置に必要な資金の額及びその調達方法

日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付けの活用を希望する場合は、別表 2 を作成してください。

食品等事業者が行う促進措置に関する事項（別紙 3）（つづき 8）

（添付書類）

税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）の活用を希望する場合

- ☒ 導入する設備等の詳細が確認可能な書類
- ☒ 生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種又は品目を取り扱った既存の商品がないことを示す書類（過去 2 年間分）
- ☒ 取組農業者との直接の取引契約がある場合にあっては、その取引契約書等、間接的な取引関係がある場合は、取組農業者由来の農産物の取引数量や継続取引の方針を記載した取引契約書等
- ☒ 前事業年度における減価償却費の額がわかる資料（上記損益計算書等の書類に記載されていれば可）

税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）の活用を希望する場合は、ご用意ください。

航空法の特例の活用を希望する場合

- ☐ 別表 7 航空法の特例（法第 10 条関係）の適用に係る無人航空機の飛行に関する事項

航空法の特例の活用を希望する場合は、別表 7 を作成してください。

促進措置に必要な資金の額及びその調達方法（法第12条関係）（別表2）

促進措置に必要な資金の額及びその調達方法（法第12条関係）

調達 予定 年度	使途・ 用途	事業費	資金調達			
			補助金	スマート農 業技術活用 促進資金	その他借入 金・出資金	その他（自 己資金等）
R 7	キャベツの 自動収穫機	0 0 0 0 千円		0 0 0 0 千円		0 0 0 千円

資金の貸付けを希望する者ごとに作成してください。

記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。

【使途・用途】生産方式革新事業活動に必要な機械、施設等を記載してください。

【事業費】当該計画を実施するにあたり、必要となる事業費の総額を記載してください。

【補助金】計画申請時点で活用する予定の補助事業等の名称及び金額（補助分）を記載してください。

なお、この欄への記載をもって、その補助金等の交付を保証するものではありません。

【スマート農業技術活用促進資金】特例を活用する予定の場合は、当欄に記載してください。

【その他借入金・出資金】他の制度融資や民間金融機関等から借り入れる場合は、当欄に記載してください。

【その他（自己資金等）】自己資金その他上記以外からの調達資金額などを記載してください。

生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項（別表3）

農業者等が、以下を希望する場合
・スマート農業技術活用促進資金
・スマート農業技術活用投資促進税制

1 設備等の導入に関する事項

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	左記の 販売開始日	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	○ 月	①	機械・キャベツ自動収穫機・／○○	R ○/○/○	○○○千円	1 台	○○○千円	ア
	月	②						
	小計						○○○千円	
年度	月							
	月							
	小計							
合計							○○○千円	

記載のポイント・留意点

- 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいいます。
- 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。
- 農業者等において、導入するスマート農業機械について、**税制特例の活用を希望する場合は、当該機械の販売開始日を記載**してください。
なお、令和7年4月以降に新たに発売される型式のもの（以下、「安全性検査対象機種」という。）を導入する場合、メーカーと型式を記載してください。
- スマート農業技術活用投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物及びその附属設備並びに構築物がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入してください。
- 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア、イ）を記載してください。
ア：スマート農業技術活用促進資金（日本政策金融公庫による融資）
イ：スマート農業技術活用投資促進税制
- 施設を整備する場合には、必要事項を2に記載してください。

生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項（別表3）（つづき1）

2. 施設の整備に関する事項

（1）生産方式革新事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- ・ 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載してください。
- ・ 「番号」の欄は、1の番号と対応するように記載してください。
- ・ 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載してください。
- ・ 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載してください。

（2）生産方式革新事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

- ・ 「番号」の欄は、1の番号と対応するように記載してください。

（添付書類）

- ☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

生産方式革新事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項（別表3）（つづき2）

3 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）を活用する場合の特記事項

労働生産性の向上に関する事項

	A 現状	B 5年後の目標	変化率（％） （（B－A）／A）
a 付加価値額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
b 労働投入量	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
労働生産性 (a／b)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

記載のポイント・留意点

・ a 付加価値額

計画に係る品目の農業者個人の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した額を記載してください。

・ b 労働投入量

労働者数又は労働者数に1人当たり年間就業時間に乗じた時間数を記載してください。

なお、「労働者数」は常時使用する従業員の数に代表者、役員、臨時雇用者（1年換算した人数）を足したものとなります。

（基本方針第四の2（2））

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- ☒ 設備等の性能や販売開始日、単価等が確認できる書類
- ☒ スマート農業技術活用投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物及びその附属設備並びに構築物がある場合は、一体的に導入することが必要不可欠であることが確認できる書類

メーカーのカatalogなど、確認できる書類を御準備ください。

（基本方針第四の2（1）①②）

航空法の特例、農地法の特例、野菜生産出荷安定法の特例について

農地法の特例の活用を希望する場合

『「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について』を御参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-182.pdf

航空法の特例の活用を希望する場合

以下のURLを参考に御記入ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001878284.pdf>

野菜生産出荷安定法の特例を希望する場合

農業者又は 農業者の組織する団 体	農業経 営体数	作付面積 (ha)	指定野菜の種別	契約に係る供給の 期間
農林団体（群馬）	1	6	キャベツ	7月～9月
産地連携野菜供給契 約者A （神奈川・千葉）	1	1	キャベツ	3月～6月
B生産組合（愛知）	5	8	キャベツ	10月～2月
合計	7	15		

○申請農業者等に関する事項を記載してください。

○契約に記載された、リレー出荷を行う複数の産地の生産者名等も併せて記載してください。

○団体に申請している場合は、団体名で記載してください。

○団体の構成員が野菜法の特例を申請している場合は、構成員に関する事項を記載してください。

特例を活用しない構成員も面積要件に係る経営体数にカウントされます。

○申請者の面積は、【2ha×産地連携野菜供給計画に係る農業経営体数】に達している必要があります。